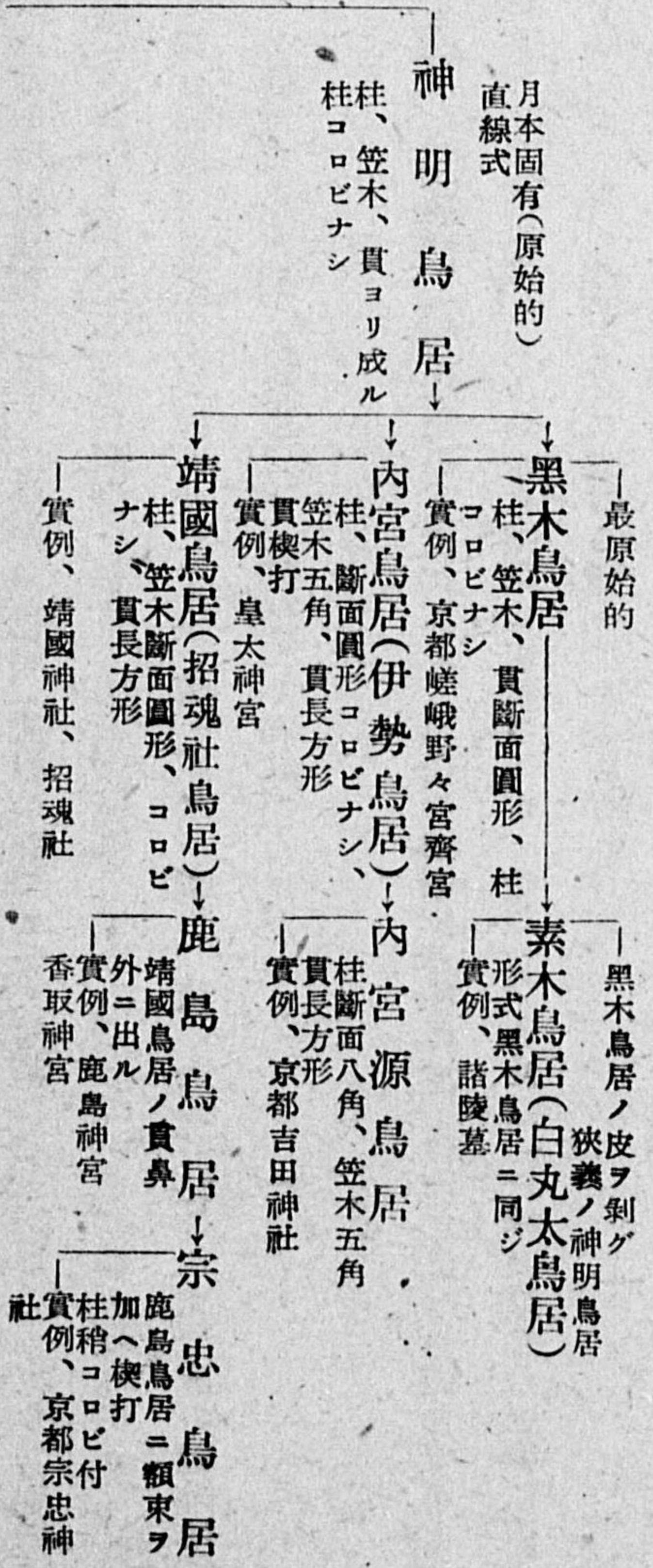
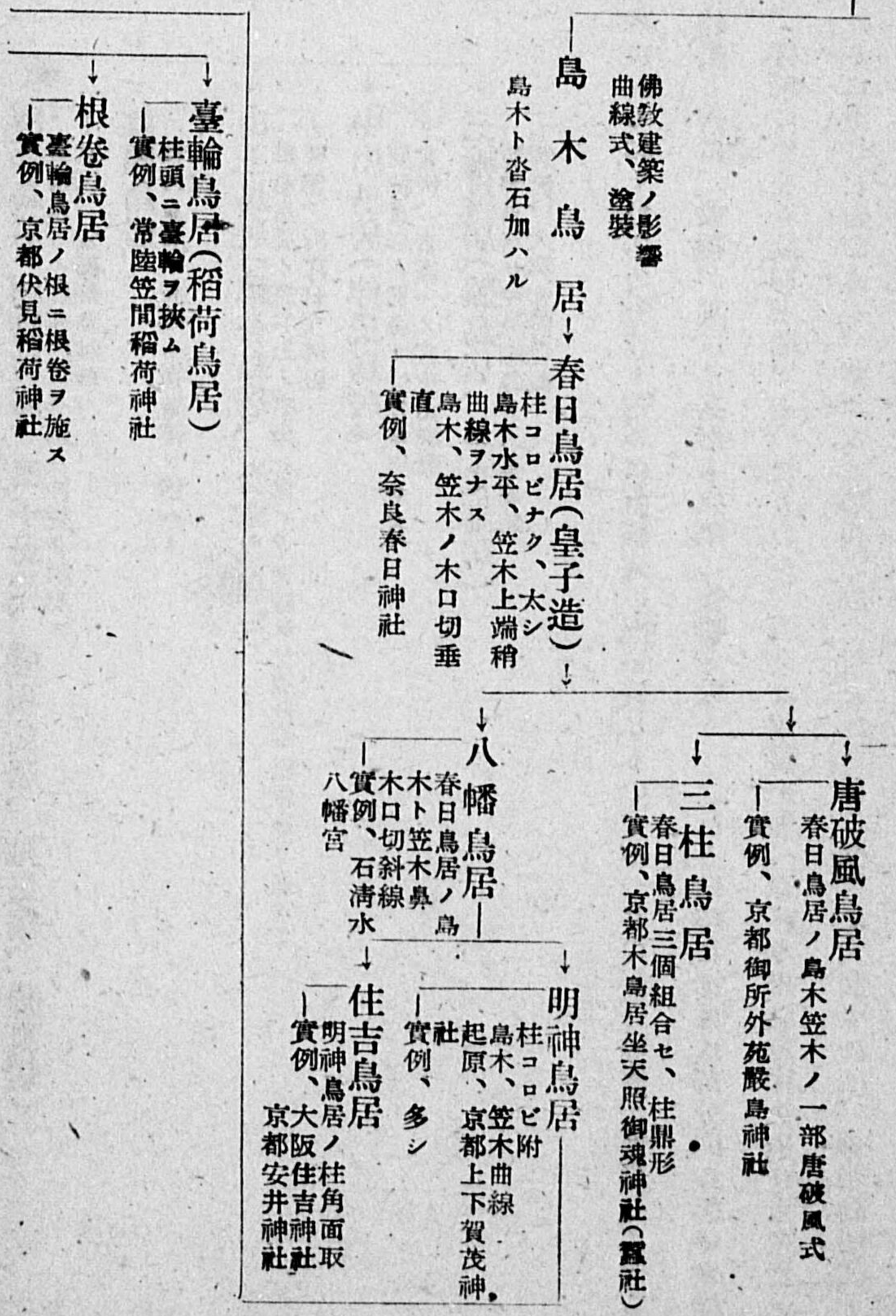


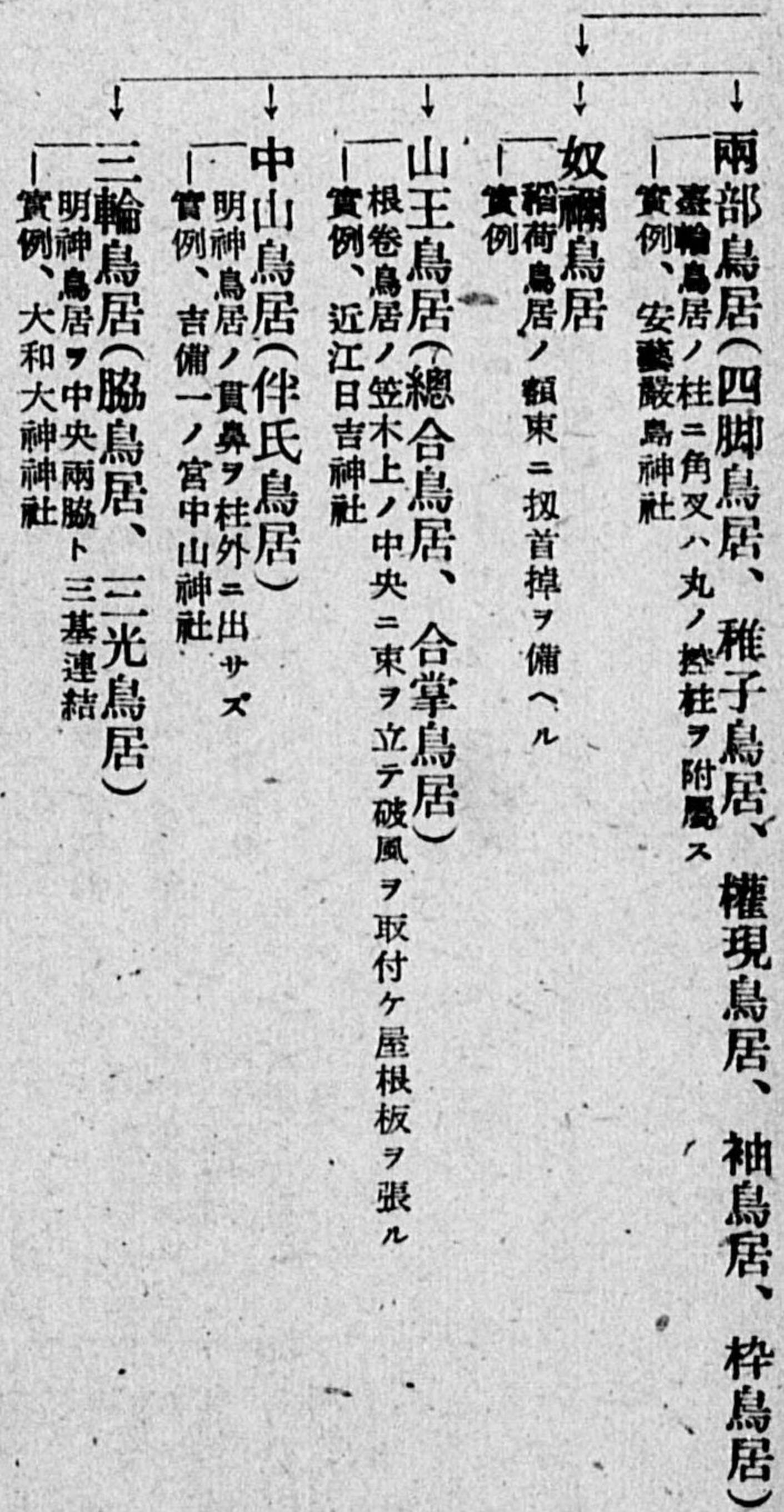
神社特有の鳥居と門としての鳥居とを區別する爲めに、同じ様式でありながら、扉のあるのを特に鳥居門と稱へてゐる様である。

次に鳥居の形式にも色々あり、これを説明するにはなるべく其の變遷が一目瞭然たること、併せて形式の相違を比較するのに便利な様に、左表を掲げて置く。



鳥居





この表にみる如く鳥居の形式も初めは直線式の極單純なものであつたのが、佛教が傳來してから一般の建築と共に、曲線が加はり其形も次第に複雑となり、之れと同時に赤又は部分的に黒の塗裝を施し、材料に於ても最初木造であつたものが、石又は銅製が加へられ本來の意味を失ひ永久性を考へられるに至つたのである。要するに現在に於て行はれてゐる様式は大別すれば、神明鳥居式と

明神鳥居式の二つに歸するものであつて、特殊な様式のものには嚴密に當初の様式を保存する、以外は、次第に其の影を没する傾向にあるやうに思はれる。又こゝに擧げた各様式の實例の中には、後世の改築に依り當初の様式を正確に踏襲されてゐないものも多少含まれてゐる。現在國寶に指定されてゐる鳥居は左の通りである。

鶴岡八幡宮大鳥居 (一ノ鳥居) 高二十九尺八寸	石造明神鳥居	江戸	神奈川縣
氣比神宮大鳥居 (赤鳥居) 高三十四尺	木造四脚鳥居	江戸	福井縣
伊賀八幡宮鳥居	石造明神鳥居	江戸	愛知縣
八坂神社石鳥居	同	同	京都府
四天王寺石鳥居	柱及笠木石造鳥木及貫木心鑄 銅張、額束及額鑄銅高二十七 尺三寸	明神鳥居	柱及笠木鑄 倉其他江戸
金峰山寺鳥居	銅製明神鳥居	室町	奈良縣
英彦山神社銅鳥居	銅造明神鳥居	江戸	福岡縣
出雲大社鳥居	銅製明神鳥居	江戸	島根縣
嚴島神社大鳥居	木造四脚鳥居	現代	廣島縣
高五十三尺三寸			

- 東照宮鳥居
- 二荒山神社別宮 三基
- 瀧尾神社鳥居
- 二荒山神社別宮 二基
- 中宮祠鳥居
- 東照宮鳥居
- 春日神社一ノ鳥居
- 石造明神鳥居 江戸 東京都
- 石造明神鳥居 江戸 栃木縣
- 銅製明神鳥居 江戸 同
- 銅製明神鳥居 江戸 同
- 木造春日鳥居 江戸 奈良縣

以上十六基の中、四脚鳥居(兩部鳥居)二基と春日鳥居一基以外はすべて普通の明神鳥居で、木造は三基、石造は八基、銅製は七基、時代は四天王寺のものを最古とし、次は金峰山寺の室町、他は悉く江戸時代のものである。しかし四天王寺のは現在石と鑄銅の混成で、其中石造の柱と笠木が當初のもので、其の他の銅製の部分は寛文年間に補修されたことが、鳥木の刻銘に依つて明らかであるから、時代も鎌倉と江戸とが交つてゐるわけである。而して此の如く鳥居が寺院に存在するとは、本地垂迹説が生んだ神佛混淆の名残を物語るものであるが、維新後は神佛分離と共に、鳥居は神社に於てのみ建設を許さるゝことゝなつたのである。

國寶建造物指定の門時代別一覽表

(昭和十八年七月現在)

名 稱	年 代					計
	飛鳥	奈良	藤原	鎌倉	室町	
五間三戸樓門				一		一
四間二戸樓門				一		一
三間三戸樓門				八	一	九
三間一戸樓門				二	八	一〇
一間一戸樓門					二	二
五間一戸單層門				一	一	二
三間一戸八脚門				一	一	二
一間一戸四脚門				一	一	二
單層櫓門				一	一	二
三層櫓門				一	一	二
埋 門					一	一
長 屋 門					一	一
三層閣門					一	一
三間方樓門					一	一
						一〇

計	潛	塀	上	棟	平	向	脇	高	一	二	一	石	同	同	石
	重	土			唐	唐	附	麗	間	間	間	牆	單	單	造
	門	門	門	門	門	門	高	麗	一	一	一	門	拱	拱	三
							麗	門	戶	戶	戶		唐	唐	拱
							門	門	門	門	門		門	門	門
一															
二															
一															
三四															
五六		一			三	一							三	五	
六七					三	二	四	五	七	二	二				二
一〇	一	一			二	二	九	五	一	二	一				
一															
二八	一	一	一	三	二	三	一	〇	八	四	三	一	一	三	四
二															

第二篇 牆

序 章

カキとは何か、『家屋雜考』の説くところに依れば

「和名抄に垣牆を賀岐とよみ、新撰字鏡に牆を讀めり。ともにカコヒの義にて、カキのキはコヒの約言なり。舊説に限りの義ととけるはあたらす。日本紀に、民の字をカキとよめるところあり。是も藩屏の義にて、カコヒといふことなり。されば築地塀、板塀の類總て家居の圍カキヒとなるものは、カキにあらずといふことなし。今時、塀、垣とて、二つに心得るはたがへり。」とあり、圍となるものはすべてカキで、塀の如きものもすべてこれに含まれるのであるから、其の範圍は極めて廣いと云はなくてはならない。

又カキには防備を目的とする堅固なものもあれば、單なる目隠程度の裝飾的に作られるものもあ

る。従つて其の規模に於ても我國の城郭の如き延々數里に及ぶものもあれば、庭の袖垣の如く僅か二、三尺にも足りないものもあると云ふ譯である。

以下此のカキを説明するに當つても、矢張門の場合と同様に、専ら文獻と遺構は勿論、繪卷物等に依つて資料を得たいと思ふが、それには先づカキに就て、古來どの様な字が用ひられて來たかを一通り知る必要がある。

垣カキ。和名にてカキと讀み、廣くカキ一般に用ふるも、牆、籬と區別する時は、土を築き家の周圍を圍ふもの、中低きものを指す。

牆カキ。之もカキと讀み、又牆に作る。垣に對し、その高きものに對し用ふ。

牆カキ。牆に同じく、垣牆の二字を以ても和名にてカキと讀む

籬カキ。カキ又はマガキと讀み、一般に竹や柴等を編んで作つたもの、又はいけがきを指す場合に多く用ふ。

城柵カキ。二字にてキともキガキとも言ひ、一般に土を築きて構へたのを城、木を建て構へたものを柵と稱するが、その語源はカキに同じく圍ふことから來てゐると思はれ、城關と書きカキヤと讀

む場合もある。

民。

園。

歩廊。

日本書紀等に現れる之等の字に對し、古く和名を以て總てカキと讀んでゐる。

以上の通り、各種の用字があるが、先にも述べた様に現今では垣の字を専ら用ひ、どの意味にも充て、其の區別なしに共通して用ひられる場合が多いから、以下の記述に當つても、嚴重な區別をせず之等の字を使つて行きたいと思ふ。

垣の起源に就ては、それがある地域を限ると言ふ爲めのものである以上、人間の生活と共に極めて古いことが考へられるが、今文獻の上にそれを尋ねてみるならば、『日本書紀』神代卷下天孫降臨の條にある。

「高皇產靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉、」の神籬をその初見とし、又同じく崇神天皇六年の條に、

「故以天照大神、託豐歛入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、」と見え、後に述べる如く、此の神籬は所謂カキの一種であり、古く先づ最も神聖なものとして神の領域を限るに用ひられたことが窺はれ、其の後幾多の變遷と發達を経て今日に至つてゐるのである。

用途に依る分類

垣は園の爲めに設けるものであるから、其の位置に依つて、外園、内園、と局部的の三つに大別することが出来る。併し單に内垣と云つても城の石垣の如く、本丸、二丸、三丸と云つた様に三重に取巻いた垣もあり、又局部的の内には蕃塀や袖垣のように、園と云ふよりもむしろ目隠程度のものである。

垣をその形成する材料に依つて分ければ凡そ次の如きものが擧げられる。

木の垣。これは黒木即ち皮付の自然木のまゝのもの、皮をむいた素木のもの、之れを加工したもの、等で造つた柵のような簡單なものもあれば、又之れに杉皮とか檜の枋板をあしらひ色々裝飾を施した念入りのものもある。

竹の垣。これには丸竹、割竹、竹穂等を用ひて色々趣向をこらしたものがあつた。

生木の垣。これは生きた植木を其の儘垣としたものを云ひ、其の樹種にも色々ある。例へば杉、檜、樅、イヌツゲ、イチキ、カナメモチ、マサキ、カラタチ、サカキ、カシ、イバラ等が最も能く用ひられてゐる。

柴の垣。一名鶯垣とも稱へ、柴を束ねて作つたものである。

石の垣。これには自然石の儘のもの、表面丈け加工したもの、正方形、矩形、龜甲形に加工したもの等を用ひ、積方にも亂積、布積、谷落積等様々なものがある。

土の垣。土を築き上げて作つた所謂築地塀、又は土堤、土居の如きものはすべて此の部類に屬するのである。

其の他近世になつて金屬やコンクリートで作つたものも出來てきた。

一、神社の牆

1. 神籬、

垣は材料によると共に、其の使用目的の如何に依つて名稱や様式を異にするものが多い。即ち神籬、皇宮都城や城塞、寺院や廟、民家等に於て、夫々異なつた名稱が附けられ、其の様式も自ら違つてゐるが、中には用途の如何に拘らず共通的に用ひられてゐるものもある。

以下垣の説明を試みるに當つて色々方法もあるが、便宜上使用目的に依る種別に従ふこととした。

神籬の初見が遠く神代にあることに就ては已に述べたが、この神籬とは如何なるものであるかと云ふに、『古事記傳』には、

「比母呂岐と云物は榮樹をたて、其を神の御室として祭るよりして云名にて、柴室木の意なるを布志を切て比と云なり。」とあり、『類聚名物考』には檜垣の意なりとし、

「檜垣の意にて、神社には垣ゆひまはすもの故にいふ成べし、祕室垣なるべし云々。」とあり、又「鐘廼響」には、

「此語の本義は生諸木の於の省りたるにて、本は神靈の憑鎮り坐る森の樹立を指て申侍りき。」と説き、其の他にも日室城の意で、城祠の周圍に神を立てはやし籬となすことなりと説くものもあり、諸説あつて一定しない。

要するに祭祀の對象とせん爲めに或清淨な一定地域に人爲的に樹木を以て限る場合、その樹木を指すのであると云ふのと、全地域を靈代として取扱はれたものと二様の見方があり、字義に就てもこれは柴諸木で榮樹を立てたからであるとか、或は生諸木の森の樹立を指すからであるとか、或は檜室籬即ち檜で假に籬を作つたからであるとか色々々に解釋してゐる。

又此の神籬に關聯したものに神奈備または三諸(三室)と云ふのがあつて、これは神の鎮まり坐す神山又は神社の意である。即ち「延喜式」卷八、出雲國造神賀詞に

「皇御孫乃靜坐牟大倭國申天。己命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛遷玉命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐。己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能神奈備爾坐事代主命能御魂乎宇奈提爾坐。賀夜奈流美命能御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天云々。」とあるこの大御和の神奈備とは、今の官幣大社大神社のことで、葛木の鴨の神奈備は今の北葛城郡葛城村大字鴨神に鎮座の高鴨阿治須岐託彦根命神社即ち通稱高鴨神社に、飛鳥の神奈備は飛鳥坐神社に該當するのである。尤もこの飛鳥坐神社は現在飛鳥村大字飛鳥の鳥形山に鎮座されてゐるが、『日本紀略』天長六年三月の條に「己丑大和國高市郡賀美郷甘南備山飛鳥社遷於同郷鳥形依ニ神託宣一也」とある通り、元は飛鳥山(一名神奈備山)に在つたことが知られる。

以上の如く之等の神奈備の地は古來神山と傳へられてゐるので、現に三輪山の一部が禁足地に定められてゐるのをみてもそれがわかるのである。

又此の神奈備は『萬葉集』卷一一の二六五七に

「神名火にひもろぎ立て齋へども、人の心は守り敢へぬもの。」とある如く、一般に、神の鎮まります森を意味するものである。併し此の原始的な森を拜するだけでは満足出来ないから、こゝに特

設の對象が必要となつて來たので、これが所謂神籬である。遂には森が單なる配景として扱はれ、神籬が主體をなすに至り、更に此の配景も必要がなくなつて、神籬その物だけが、崇拜の對象となり、同時に別に靈代となるべきものを要求されるに至り、これがまた現今用ゐられてゐる最も簡素な神籬の如く、單に榊又は幣を挿した申を樹てるだけで、其の意義を保たしめ得るやうになつたと云はれてゐる。此の變遷を知るべき比較的古い神籬の適例として、現在賀茂の御阿禮神事に設けられる營造物がある。元來此の御阿禮と云ふのは、神又は貴人の甦生復活をいふのであつて、此の行事の起原は明らかでないが、賀茂別雷神が三歳にして天上に昇り給ひ、御祖神等の御嘆きのあまり再び命に遭ひ給はんとて祈らせられ、再び天降りました故事に始まると傳へられてゐる。此の營造物と云ふのは、本社の北北西約八町の山中に、松四十八本を以て四方四間に樹て、それに金木神等の枝附のものを密周せしめ、高さ凡そ八尺の神籬を設け、其の圍の中に俗に休閒木と稱へて、中央に一本の幣を立て、内部から斜に外へ松を二本八字形に突き出し、その先端に榊を取り付けるのである。又入口は乾に開き左右には盛砂を置くことになつてゐる。

此の神事は毎年賀茂祭に先立つて五月十二日夜子刻に始められ、饗饌、奉幣、神移しの儀が行は

れて、本社へ神幸、鎮座の儀に畢り、かくて賀茂祭の勤行をみる順序となつてゐるのであつて、此の祭儀が又我國の御阿禮に關する典型的なものとして、特に有名である。

因みに現今神籬、玉串等に用ゐる、又は神木として神域に植ゑる榊に就て、一言附け加へて置きたい。

植物學上のサカキは椿科の灌木で、葉は革質の長楕圓狀倒卵形乃至針形をなし、本州中部以南から臺灣の山地に自生する常綠樹であつて、専ら神木として用ゐるところから、何時の頃か榊の國字が、出來たのであるが、古くは賢木、坂樹等と書き、常綠樹の總稱として用ゐたやうである。即ち

『古事記』上卷に

「天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、於上枝取著八尺勾穗之五百津之御須麻流之玉云々」とある眞賢木、又『書紀』神代の卷上に

「掘二天香山之五百箇眞坂樹而上枝、懸二八坂瓊之五百箇御統云々」とある眞坂樹、又『萬

葉集』卷三伴坂上郎女祭神歌に（三七九）

「久堅之天原從。生來。神之命。奥山乃。賢木之枝爾。白香付。木綿取付而。云々」とある賢

木等は其一例である。

2. 磐境

神籬は樹木の類で出来てゐることは已に述べた通りであるが、之に對して石を以て同様の取扱ひをしたものに磐境と云ふのがある。即ち『書紀』神代の卷下天孫降臨の條に

「吾則起^ハ樹^ヲ天津神籬^ヲ及天津磐境^ヲ」とあるのをみても神籬と磐境は別物であることは言を俟たない。

又磐境は字義に依つて石で築いた圍であることも明らかである。たゞ神籬と磐境が同じ地域に於て同時に設けられるものか、それとも別々のものであるかに就ては明かでない。併し一般に神籬の外に更に石を以て築くのが磐境であるともみてゐる様である。前掲の文獻に依つてもさう解釋出来ないでもない。又『書紀』崇神天皇六年の條に

「以故天照大神、託^シ豐^ニ歛^メ入^リ姫命、祭^ス於^テ倭^ノ笠^ノ縫^ノ邑^ニ仍立^シ磯^ノ堅^ノ城^ノ神籬^ヲ」神籬、此云ニ比葬目岐ニとある磯城は石城の轉化とみられるから、磐境と同じものと解される。

考古學上磐境の遺跡には凡そ左の如きものがある。

イ、滋賀縣坂田郡醒ヶ井の遺跡

三峰山上に石を以て人工的に取り繞らした部分がそれである。即ち石灰岩の自然石高さ二尺乃至三尺、巾三尺乃至六尺の物を楕圓形に布置して、其上に更に五六寸乃至一尺内外の栗石を無數に積重ねてあり、其の廣さは長徑約八十四間、短徑約十七間、周圍凡そ二百間に及び、外に二三の支脉がある。遺物としては彌生式土器が若干出土してゐる。

ロ、徳島縣三好郡三庄村大字中ノ庄遺跡

これは八幡神社境内の方狀石籬で、數群の列石から成り、廣さは東西約七十步、南北約七十步で、石質は結晶片麻岩、綠泥片岩を用ゐ、大きいところで高さ地上約五尺、巾約六尺厚さは一尺ほどであるが、並列の状態は不明瞭である。

ハ、徳島縣黑美郡半平山村字平谷石尾神社境内遺跡

これは三面が自然石で、低地に向つた一面だけに列石がある。

ニ、岡山縣都窪郡山手村遺跡

これは山頂に凡そ十間を隔て、二個所、北方は正圓に近く高さ約三尺、廣さ直徑約五間を有し、中間で東西に區劃せられ高さは二尺ほど、又南方のものは楕圓形で、東西三間南北一間ほど、高さ

は南の方で一尺五寸位である。

ホ、鳥取縣西伯郡賀野村大字御内谷比婆山遺跡

これは伊弉册尊の御陵と關聯して古來靈域と傳へられてゐる。

3. 神籠石。(神護石)

これは磐境と能く似てゐる。山頂から麓へかけて巨石を築き並べて、一定地域を取巻いてゐる、考古學上重要な古代遺跡である。この主なる遺跡は凡そ左の通りである。

福岡縣三井郡御井町の高良山

福岡縣山門郡清水村の女山

福岡縣糸島郡雷山村雷山

福岡縣嘉穂郡穎田村鹿毛の馬

福岡縣京都郡稗田村御所ヶ谷

山口縣熊毛郡鹽田村石城山

これ等の中には列石の上部に面を取つたもの、谷間に石を疊んで水門の如きものを作つたもの、

門の石材らしいものを存するもの等夫々特種な形式のものもあるが、一見磐境と似てゐるところから、神籠、磯城、磐境と同種の靈域説と、朝鮮の山城址と趣を同じうする所から、元列石の上には土壘又は木柵を設けて、外敵の防禦に備へたものと云ふのと兩説がある。何れにしても太古に行はれた石造の籠の一種とみるべきであらう。

4. 瑞垣。玉垣。荒垣。板垣。透塀。蕃塀。

肇國以來代々の天皇は宮殿の中に神々を奉齋されてゐたのが、崇神天皇の御代に至り、始めて宮中より分離して別に神社を創始されたのである。即ち『書紀』崇神天皇六年の條に

「先是天照大神倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢共住不安、故以天照大神託豐鍬入姫命祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籠、亦以日本大國魂神、託淳名城入姫命令祭、云々」とあり、此時始めて例の磐境と神籠を立て、神を祭られたのである。

又『古事記』下卷雄略天皇の條赤猪子の歌に

美母呂爾。都久夜多麻加岐。都岐阿麻斯。多爾加毛余良牟。加微能美夜比登。」と記されてゐる

中のタマガキも恐らくこれと同様の意味であると思はれる。しかし社殿造營に關する記事は天武天

皇の御代を以て初見とする。即ち『太神宮諸雜事記』天武天皇朱雀三年九月廿日の條に

「抑朱雀三年以往之例二所太神宮殿舍御門御垣等波宮司相待破損之時奉修補之例也。而依二件
宣旨二定遷宮之年限。又外院殿舍倉四面重々御垣等。所被二造加一也。」とあつて、此時已に社殿、
御門、御垣に至るまで完備してゐたことが窺はれる。唯御垣とあるので如何なる形式のものであ
つたかは明らかでないが、重々御垣とあるからには二重三重と取り圍まれて、現在の皇太神宮の如
く夫々異つた名稱が附けられてゐたことは想像にたたくないのである。

最初に文獻にみられる此等の垣の名稱に就て述べてみよう。

文獻上で名稱の初見は前に引用した『古事記』雄略天皇の條赤猪子の歌にある「多麻加岐」と
するが、當時はまだ獨立した神社の創始をみなかつたから、どんな形式であつたかに就ては明らか
でない。因て形式の確實に備つたものとして矢張寶龜二年の『造殿儀式』を以て矯矢とすべきであ
らう。

一、大中小社差別之事

太政官符。神祇官並五畿七道諸國司

應早定置天下諸社大中小神殿、雜舍、瑞垣、珠垣、鳥井。並四至内地町數事

一、大社四至限九町

三間檜皮葺正殿 一字 高一丈二尺在 板數戸一本 …… 瑞垣一重。方二丈 高七尺

一、中社四至限八町

三間檜皮葺正殿 一字 高一丈一尺在 板數戸一本 …… 瑞垣一重。方二丈五尺 珠垣一重。方三丈五尺 高八尺

一、少社四至限四町

二間板葺正殿 一字 高八尺在 板數戸一本 …… 瑞垣一重。方二丈 高五尺

とあり又、第一篇で引用した次の『皇太神宮儀式帳』の管神宮肆院行事の記事にも此名稱がみられる。

月讀宮に於ける玉垣四重。長廻卅二丈

伊雜宮に於ける瑞垣一重。長廻二十丈 高八尺

瀧原宮に於ける瑞垣一重。長廻十二丈 高一丈

並 宮に於ける瑞垣一重。長廻十二丈 高一丈

而して之等に依つて御垣の廣さと高さを夫々制定されたことがわかる。しかし其の頃の形式はど

んなものであつたかに就ては明らかでないが、舊規に據られてゐる今の皇太神宮其の他のものから略々類推することが出来る。(圖版第三、第三一、第三二)

因に「造宮制度」に

「瑞垣、玉垣、荒垣者。天四徳。地五行。萬象大位。五友皆備矣云々。」とあり、これは御垣を神社經營上重要なものとして取扱つた唯一の文獻である。

次に繪卷に描かれ或は現在神社に於てみられる主なるものに就て述べてみよう。

イ、瑞垣(又は瑞籬)(圖版第三、第三二、第三三、第三四)

神社の垣の中で本殿に最近い位置にあるのを瑞垣と云つてゐる様であるが、其の形式は必ずしも一様でない。今一例を擧げれば、

伊勢の皇太神宮に於ては正殿の周圍に繞らされ、形式は上部を頭巾形に切つた厚い板を緊張にして、上下二段に胴縁が取り付けてある。(圖版第三)

奈良春日神社は本殿の後方に接近して竹節欄間附の吹抜菱格子を嵌めた典雅な垣が設けられ、正面と西側面の一部には皇太神宮と略々同じ様な瑞垣(下段の胴縁を欠く)がある。(圖版第三三)

談山神社は本殿に接して周圍に春日神社と同形式の竹節欄間附菱格子瑞垣が繞らされてゐる。

(圖版第三四)

出雲大社では瑞垣の位置が、本殿を遠ざかり外玉垣の内に設けてある。

繪卷では法然上人行狀繪卷、一遍上人繪傳、年中行事繪卷等に皇太神宮式の瑞垣がみられる。

ロ、玉垣(珠垣)(圖版第三、第三二)

皇太神宮に於ては内玉垣と外玉垣があり、其の形も各々異つてゐる。即ち瑞垣外の内玉垣は、角柱に上下二段の横貫を通し、内玉垣外の外玉垣は、同じ角柱を長短交互に横貫に依つて組み堅めてある。併し此の場合角柱の間隔が幾分廣くなつてゐる。

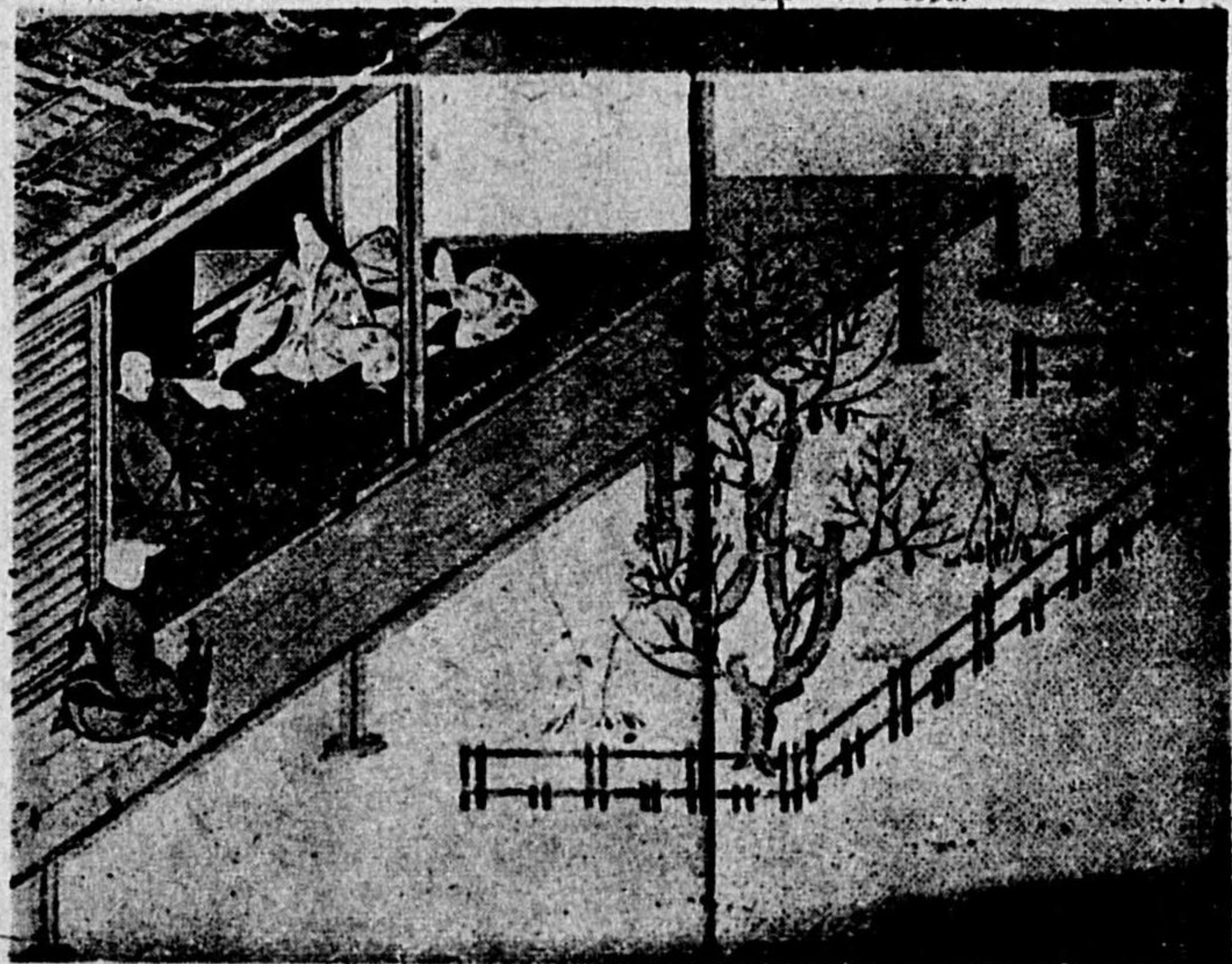
此の様式は法然上人行狀繪卷、松崎天神緣起、年中行事繪卷、春日驗記其他の繪卷にも多くの類例をみることが出来る。現今でもこの様式が最も多く用ゐられてゐる。

ハ、荒垣(圖版第三、第三二、挿圖二二、一三)

これは主として社頭若しくは鳥居の兩袖、或は獨立した區劃等に用ゐられ、其の形も玉垣に比し柱の間隔が著しく疎くなつてゐる。これ亦繪卷物に多くの類例をみることが出来る。現在に於ても春



年中行事繪卷 社殿周圍の荒垣 二一圖挿



春日權現靈驗記 挿圖三一 吹寄荒垣

日神社二ノ鳥居の兩袖、中門御廊前の稻垣（春日若宮祭に稻束を打ちかけるもの）、をはじめ多くの神社にみられる。

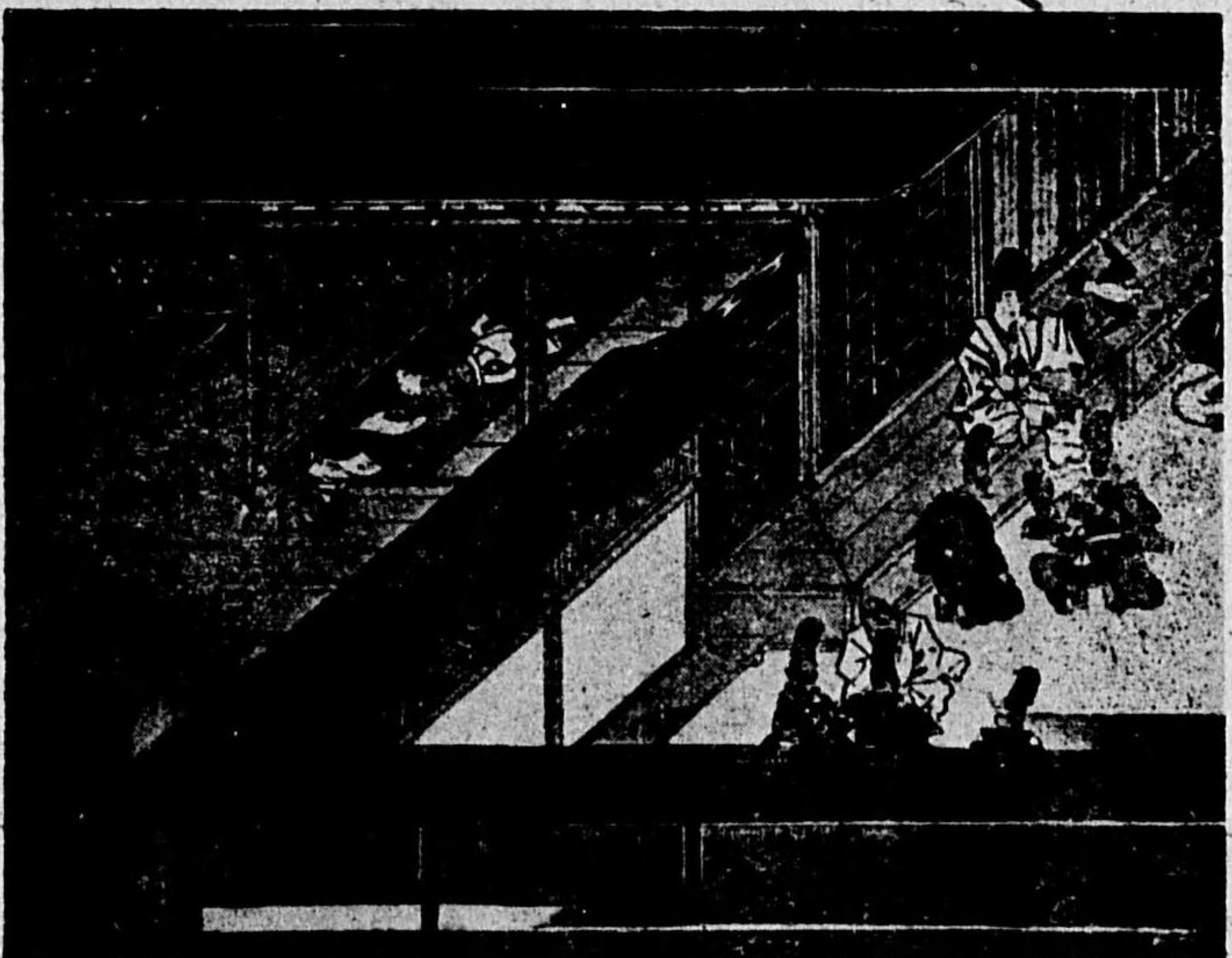
ニ、板垣（圖版第三、第三二）

これは現在皇太神宮に於てのみ見られるもので、外玉垣の外即ち一番外の圍に設けられてゐる。其の形は土臺の上に丸柱を建て、之れに内法貫を通し、柱頭に笠木を置き貫下の丸柱には厚い横板を落し込んである。

此の形式のものは他に大嘗祭の時悠基殿主基殿の外圍として建てられる以外に一般には餘り例をみない。

ホ、透塀（挿圖一四）

現在神社の本殿周圍に専ら用ゐられてゐる、屋根附の塀の一種で、屋根は檜皮か板葺に限られてゐる。腰板を張り腰長押と内法長押の間に、吹抜の堅連子又は菱格子の戸を嵌め込み、内外が透けてみえるところから此の名稱が生れたものとみえる。古くは神社に限らず貴紳釋家の邸宅にも用ひられたことが繪卷物等に依つて知ることが出来る。元々これは寺院の廻廊（透廊）から來たもの



挿圖一四 透塀

春日權現靈驗記俊盛卿邸宅

で佛教建築の影響をうけた一つの例に數へられる。

へ、蕃塀（圖版第三）

皇太神宮板垣の北、東、西の鳥居前にある屋根付板塀で、こゝに限つた名稱の様である。これは目隠の爲めに設けたもので、形は色々違つてゐるが、寢殿造や民家の目隠等にも能くみうけられる。轉じて車のおほひをも藩塀と稱へるところから、王室のおほひとなる諸侯のことを、藩塀と云ふのはこれから來てゐるのである。

二、皇宮の牆

『日本書記』神代卷上寶劍出現の條にかの有名な素戔鳴尊の歌、

「夜句茂多菟、伊都毛夜霸餓岐、菟磨語味爾、夜霸餓枳菟俱盧、贈迺夜霸餓岐迺、」がある。此歌は『古事記』にも記載され、素戔鳴尊が奇稻田姫と共に其處に新しき生活に入られる爲めに、宮の周圍に幾重にも垣を作つて住むことの喜びを歌はれたものであるが、之に依つても古く皇宮の周圍に垣の繞らされてゐたことが窺はれる。

此の事は更に古代の宮の名稱に瑞垣、柴垣、珠城、列城、筒城等と皇宮を取圍む垣の種類を冠してゐるものが極めて多いことに依つても知られる。

即ち先づ『日本書紀』崇神天皇三年九月の條には、

「遷都於磯城、是謂瑞籬宮。」とあり、瑞籬に就ては先に神社の處で説明したが、皇宮に於ても同じ名稱が用ひられてゐることが分る。
又之等と同様に、皇宮に籬の種類を冠せられたものを『日本書紀』等の記載より求めて、列擧するならば次の如きものがある。

崇神天皇の磯城 瑞籬宮 奈良縣磯城郡三輪町金屋

垂仁天皇の卷向 珠城宮 同 磯城郡纏向村

反正天皇の丹比 柴籬宮 大阪府中河内郡松原村上田

武烈天皇の泊瀬 列城宮 奈良縣磯城郡朝倉村出雲

崇峻天皇の倉梯 柴籬宮 同 磯城郡多武峯村倉梯

仁德天皇之媛命の筒城宮 京都府綴喜郡多々羅村及水取村

因みに古來皇宮の名稱に就ては、單に地名のみを冠するものと共に、又地形、建築其他の特徴に基いて之を附したものが多し。その一例を示すならば、綏靖天皇の葛城高丘宮、懿德天皇の輕曲峽宮、履中天皇磐余稚櫻宮、用明天皇の池邊雙槻宮、皇極天皇の飛鳥板蓋宮等がその特徴的なものと

して擧げられる。

以上の如く古代の皇宮に於てはその周圍に宮牆が設けられたことは明らかである。

佛教渡來前は垣と云つても極めて簡素なもので樹木の植込、竹木の柴、土や自然石の築堤程度であつたと思はれるが、渡來後は佛教建築の影響をうけ、一般の建築と同様劃期的な進歩をみたことは勿論で、皇室の造營も著しい發達をみたのである。しかし藤原京に於て始めて都制が敷かれ、宮城の經營も漸く備はつたものと認められるが、第一篇に述べた皇極天皇の飛鳥板蓋宮には十二門を備へたことが正史に明らかであり、門には牆がともなふから此時已に外郭には築牆の如きものが設けられたことは想像に難くないのである。而して『令義解』の

「凡宮牆四面道内謂街道通渠與宮牆不レ得積物凡京内大橋及宮城門前橋謂十二門前者世木工寮

修營」とある此の記事が藤原宮のものとするならば、恐らくこれが文獻上築牆と溝の初見とみるべきであらう。

さて此の宮牆としての築牆に就て述べることにする。

『家屋雜考』の解説に依れば

「和名抄に以加岐ツイガキまた豆ツイヒ比知ヒチと見えて、もと築壘といふ事なるを、音便にてツイヂ、ツイガキ、ツイガイなどよぶなり。今築地とかくはあたらず。さて今の京以來築地の制を考ふるに、禁中の築地は高さ五尺六尺より一丈まであり、諸臣の家々は垣基三尺にて高さはとりなと見えたり云々。」とあり之れに依つてツイヂの字源と後世の皇宮に於ける築壘の制が、諸臣の邸宅のものと著しい相違があることが明瞭となり、又上代の皇宮に於ける築壘の規模等も略々類推することが出来るのである。しかし臣下に於ては漸く『續紀』神龜元年十一月の條に

「令ツ五位已上及庶人ツ墻ツ營者、構ツ立瓦舍、塗ツ爲ツ赤白、奏可之。」とあるから、其の以前は築壘の如きも未だ其例を見るに至らなかつたものと思はれる。

平安宮にあつては「延喜式」左京職式に

「宮城四面。自ツ垣半ツ至ツ隍邊ツ三丈。垣基三尺五寸 墻地廣二丈六尺五寸 隍廣八尺とある如く、宮城の四面には垣と

隍を繞らされたことがわかり、又第一篇に述べた王御門の名稱は築壘の一部に開いたことから來てゐるのであるから、宮城の周圍には敷三尺五寸程度の築壘と廣八尺の溝があつたことが窺はれる。

今の京都御所は安政元年の御造營であるが、舊制に據られた點も少なくないから、外部の築壘も

亦其の變遷を知る上に貴重な遺構と云ふべきであらう。

次に皇宮の牆として用ひられるものに、歩廊、廻廊、廡廊と稱されものがある。

歩廊、廻廊、廡廊何れも同一異名で、歩廊をカキと呼ぶことに就ては、已に前に述べた通りで其の形式が普通のものと著しく異つてゐるが、用途に於ては、何等變ることなく、一定の地域を限る爲めに設けられるもので、唯柱列が二重若くは三重に建てられ、屋蓋が雨露を凌ぎ雨儀に便なるやうに出來てゐる點が違ふのみである。元來これは上代の佛教建築に欠くべからざるものであつて、現に多くの遺構をみることが出来る。又佛寺に限らず其の影響をうけた皇宮や神社の建築にも、古來多くの類例を遺存してゐるのである。即ち古くは藤原宮址、平城宮址の朝堂院の遺構、平城平安兩宮創建に關する文獻等に依つて、其の規模の一般を知ることが出来るのである。

又平安宮に於ては其後屢々災禍に依り造替せられたが、或る時代迄は舊制を保持されたから、歩廊も亦同じ變遷を経たものと思へる。

歩廊の様式には單廊と複廊とあり、細部の手法は時代に依つて異なるが、大體に於て單廊は外側に櫺窓を設けて内外を限り、内側の柱列は吹放しとなつてゐる。複廊は中央の柱列に櫺窓が設けられ

るから、内及外の柱列は吹放しとなり、茲に内外に廊が分たれるのである。

三、都城の牆

我國の都城に就ては已に第一篇に述べた通りで、概ね其の外郭には垣を繞らし、四方に門を開き區劃を明らかにすると共に、王城の護りとしたのである。『書紀』天武天皇八年十一月の條に

「是月、初置^{テクセキヤ}關於龍田山大坂山^ニ仍難波築^ク羅城^ニ」とあるこの羅城とは都の外郭を意味するものか、又『衛禁律』の

「京城越^レ垣者處^ニ徒^ニ三年^ニ。」とは藤原京城の外垣のことであるか明らかでないが、唯藤原京に關しては比較的文献に富み、且其の朝堂院趾の全貌が明瞭となつたので、これ等を綜合して都城も或程度整備されたものと推定されるから、王城の堅めとして羅城も築かれたものと思はれる。

次の平城京に於ては已に都城の制が確立され、其の規模は文献又は遺跡に依つて略々察知することが出来るのである。即ち其の郭城中央正門の位置と稱へられる所は「來生」の字名に存し『續紀』天平十九年六月の條の「已未於^ニ羅城門^ニ零^レ」と寶龜八年四月の條の「但大使今毛人到^ニ羅城門^ニ稱^レ病而留^レ」とは羅城門の存在と名稱を示すものであるから、其の郭城も亦羅城と稱へたであらうことが略々想像されるのである。

又羅城の稱呼の起原に就ては、已に第一篇に述べた通りであるが、其の様式と規模の如何は比較的文献に乏しく學界に於ても未だ定説を得たものと云へないが、次の平安京に至り始めて確實な規模を知ることが出来る。即ち『延喜式』左京職式に

「京程

南北一千七百五十三丈。

北極并次四大路。廣各十丈。

宮城南大路十七丈。

次六大路各八丈。

第二篇 牆

南極大路十二丈。

羅城外二丈。垣基半三尺、犬行七尺、溝廣一丈。

路廣十丈。

小路廿六。廣各四丈。

町卅八。各卅丈。

東西一千五百八丈。通計東、西兩京。

自朱雀大路中央至東極外畔。七百五十四丈。

朱雀大路半廣十四丈。

次一大路十丈。

次一大路十二丈。

次二大路各八丈。

小路十二各四丈。一路加堀川東、四邊各二丈。

町十六。各卅丈。

右京准此。」とあり、之れに依つて廣袤と市街道路の丈尺を知ることが出来る。而して羅城の

垣は數六尺を有し、其の外に犬行（犬走）七尺と廣一丈の溝があつたことが明らかである。

又市街各道路に添ふて垣と溝が繞らされてゐたことが次の記載に依つて知られる。

「朱雀路廣廿八丈。

自垣半一至溝邊各一丈八尺。垣基三尺、犬行一丈五尺。

溝廣各五尺。

兩溝間廿三丈四尺。

大路廣十丈。

宮城東西大路廣十二丈。

自宮垣半一至隄外畔三丈八尺。

自傍町垣半一至溝外畔一丈二尺。

隄溝間七丈。

自垣半一至溝邊各八尺。垣基三尺、犬行五尺。

溝廣四尺。

兩溝間七丈六尺。

大路廣各八丈。

自垣半至溝邊各八尺。垣基三尺。犬行五尺。

溝廣各四尺。

兩溝間五丈六尺。

小路廣四丈。

自垣半至溝邊各五尺五寸。

溝廣闊三尺。

兩溝間二丈三尺。

宮城四面自垣半至隍三丈。垣基三尺五寸。墻地廣二丈六尺五寸。

溝廣八尺。

南垣半三尺。

犬行五尺。

溝廣四尺。

隍溝間十二丈。

凡町内開小徑者。大路邊町二廣一丈五尺。市人町三廣一丈五尺。自餘町一廣一丈五尺。

凡築垣功程勝示條坊。莫令違越。其法見木工式

即ち道の廣さに應じて垣と溝の大きさを定められ、之れを漫りに越えることを禁じられたのである。

而して之等羅城の規模をみても、これは敵に對する防備の城廓でなく單に京城の内外を堺する一の築垣に過ぎないことは明らかである。

其の後治承四年平清盛の專權のまゝ、福原遷都（今の神戸市の邊）が實行されたが、存續僅かに半年で宮城も未だ完成に至らなかつたから、都城の經營は勿論條坊の區劃さへ出來たかどうか明らかでない。

次に豊臣秀吉が覇權を握つて京都を修理するに當り、都城の周邊に「おどる」と稱する土牆を築いて洛中洛外を區別した。

これは今日の京都市街地に就てみても、遠く郊外の地に及び、其の規模極めて廣大で、構造の頗る雄偉なるものあり、當時市區の遙か外方まで包含して、中には田畑の部分も多く圍まれてゐたことが想像される。殊に北方に遠く延びたことは、當時皇居はもとより、室町幕府とそれに伴ふ朝臣武家の邸宅が、北部に在つて市街の繁榮を見たのと、將來も猶發展するものと考へたからであると云はれてゐる。(圖版第三五)

「おとる」は即ち御土居で、其の詳細を知るには、京都帝大國史研究室所藏の『御土居繪圖』が最も精細にして恐らく他に類例のないものであらう。

お土居の構造も其の制一ならず、壘壁の厚さも等しからず、西の方は概ね厚く十五六間にも及び、東の方はこれに對して僅に四五間から三間位に止まるものがある。これは東方には鴨河の長く流れるあり、土居の防備を餘り必要としなかつた爲めと、當時東方地區には店舗、住居等が比較的多かつたからであらう。

又之れに伴ひ土居の外側の濠池も、西方は巾十間に及ぶものあるに對して、東方は少く全く之を缺く所さへあつたのである。

元祿十五年十一月の作製に係る京大所藏の繪圖二百分の一の實測圖に依れば、土居の全長は實に五里貳拾六町四間壹尺參寸五分に達するもので、其の間に道路、水溝、空地が介在するから、之を除いた築堤の部分だけで延長五里八町拾壹間四尺貳寸の長きに及ぶと云はれてゐる。

土居の構造と大さは已に述べた通り、西方が東方より廣大であつて、西方も所に依つて異なるが、其中最も大きい部分の例をとつてその高さをも考へると、基底即ち敷の廣さが十五間、馬踏四間とすれば、平地からの高さは約五間と算定される。繪圖に高さが記してないのは地形に依つて異なるからであらう。

土居の外に濠池を掘るのは一には其の土を壘土に使用し、他方濠に水を防備の用に供する一石二鳥の策で、又上に竹を植ゑ、十の門を設けたのは、單に京城の修飾として偉觀を添へるのみでなく、主なる目的は、全く悪徒蜂起等の際に備へる爲めにあつたやうである。(圖版第三六、第三七)

以上の如く斯かる規模の雄大なる大事業は、天正十四年からの聚樂造營、又其後の京都市廣寺大佛の建立に相踵いで起されたもので、『信尹公記』に依れば、天正十九年正月工を起してから已に二月大半進み、五月には早や略々成り、秀吉之れを巡覽したとあるから、其の工期僅に半歳に足ら

すして完成を見たことになる。これ全く甚大にして事迅速に進捗した結果に依るものである。秀吉は此の土居を築造するに當つては、大亂の後をうけて荒廢に歸した京都を復興した秀吉の他の事業と同様、細川幽齋、前田玄以、或は法橋紹巴等にも相談したと云ふことである。

四、城の牆

1. 古代の城牆

城塞の起原に就ては已に第一篇に於て述べた。即ち神武天皇即位己未年の葛城を以つて正史の初見とし、垂仁天皇の御代には稻城が表はれ、天智天皇三年に水城、同四年に大野及椽の二城、徳天皇大化三年に淳足柵と云ふのがある。そして之等の形式が如何なるものであつたか明瞭でないが、字義に依れば稻又は葛の如き植物性のものを利用した臨時的のものと、木材を建て并べて圍と

したものがあり、又自然の地形を利用して水を貯へ、或は土又は石を以て防壘を築いものもあつたことが想像される。

古代に於ては城、柵の一字でも城柵の二字でも共にキと呼んだことは已に述べた通りである。城は稻城、葛城、水城等を除いて専ら石又は土を以て築いたものを云ひ、柵は木材を建て連ねたものを云ふとされてゐる。

イ、城

上世に於ける城の一種に神籠石と云ふのがある。此の事に就ては已に述べたが、之れに靈域説と山城説の二つがあり未だ定説を得るに至らない。今のところ周防と九州地方に限つて遺蹟があり、周防に於けるものは石城山の地名が附けられてゐる。これが假りに山城とすれば遺存する列石の上には、元土壘又は木柵があつたことになり、これが朝鮮式山城の摸倣といふわけである。

若しこの神籠石が靈域に屬し山城でないとするならば、我國に於ける本式の山城としては正史に明らかであり、且又遺跡に依つて略々其の形式を知られる筑紫の大野城と椽城が、最初のものであらう。此の二城のことは已に第一篇に述べた通り、何れも山と谷を包含する廣大な地域を利用して、

石や土壘を以て外圍とした城の一例である。他にこれに類するものに大和と河内の山藁に跨る高安城と筑前の怡土城があり、共に其の一部の遺跡を今に見ることが出来る。

ロ、柵

柵に關しては淳足柵を初めとして、出羽奥州の地に多くのものが、平安朝初期に亘り築かれたことを正史に依つて知ることが出来るのである。しかしこれ等は木材を主材とした關係上、遺跡の存するもの比較的少なく、唯々多賀柵に於ける後世の榭形式の東門址と稱するものと、先年發見された秋田縣仙北縣の拂田柵址と、城輪柵址に過ぎない。

此の兩柵址の門に關しては已に述べたが、今柵址の規模と形式に就て概要を述べ當時の城柵を窺ふことゝしたい。

『文部省史蹟精査報告』第三に輯録の拂田柵址の説明に依れば

「字眞山及長森ノ周圍ナル水田中ニ在リ。眞山、長森ノ北、東、南ノ三面各約二町、眞山ノ西南約十數間ノ距離ニ環狀ヲナセル柵木地下約六、七寸ノ部分ニ並列シ、其長サ七、八寸ヨリ三尺ノ間ニアリ。柵列ハ長サ約二千間ニ及ビ、其中ニ四個ノ門址アリ。又其内部長森北部ニ接近シ、東北

ヨリ西北ニ至ル間、水田ノ地下ニ三重若クハ四重ノ柵木並列シ、大小及位置等略前者ニ等シク、長サ約三百五十間アリテ中央ニ門址ヲ存シ、附近ニ柵木ノ顛倒セルモノアルヲ發見セリ。

長森北端中央部ニ泉址アリ、其附近ヨリ文字ヲ記セル祝部土器土師器古瓦ノ飾石等ヲ出土セリ。とあり、之れに依つて其の規模の一般を知ることが出来るが、形式に就ては柵木の材質は杉で、長さ地上十尺乃至十二尺、地下四尺乃至五尺、大さは長徑九寸乃至一尺、短徑七寸乃至八寸を有し、柵木の間隔は一尺乃至二、三寸で一間に約六本の割とされてゐる。

又築造の目的は矢張出羽の拓地又は夷賊征服の爲めで、年代は奈良時代末若くは平安朝初期と稱へられてゐる。

城輪柵址の説明には

「庄内平野ノ北部最上川ノ北約八軒ノ地點ニアリ、方約四百間ヲ有スル周縁地下約一尺ノ深サニ並列セル角材アリ。角材ハ約六、七寸ニ七、八寸ノ長方形ヲナシ、長サ約一尺乃至三尺ノ間ニアリ。角材ノ並列セル四邊ノ各中央ニ一箇ノ圓柱群アリ。圓柱ハ角材ト等シク杉材ニシテ、直徑二尺乃至二尺五寸、其配列ニヨリテ三間二面ノ門タルコトヲ推定シ得ベシ。又四隅ニ角材及圓柱ノ

群アリ、西南及東南隅ノモノハ倒材多ク原形ヲ知ルベカラザルモ、東北隅及西北隅ノモノハ、共ニ東西約四間南北約二間半ノ配列ヲ示シ、角樓趾ト認メラル。

地域ノ中央部ヲ大畑ト稱ス、嘗テ此地ヨリ蓮花文ノ瓦及唐草瓦等ヲ出土シ、其西部ノ床下ゲヲ行ヒタル際、圓柱數本ヲ發掘セシコトアリ。大畑ノ東方水田中ニハ今猶杉材ノ圓柱二本アリ。

以上ノ遺跡ハ古代ニ於テ東北拓殖ノ爲メニ築造セル柵趾ト推定セラル。」とあり、之れ亦古代に於ける城柵の一般を知るべき貴重な發見と云はなければならぬ。

以上を綜合するに此期の初めは草木を利用して一時的の防備となし、國內的小部分の鬭争の用に供したのであつたが、次第に對外的防備の必要に迫られ、朝鮮式山城を採用するに至つた。次いで又東北拓殖と蝦夷に備へる爲めに柵木を以て、防壘に代へる特種な形式を見るに至つた。凡そこの程度で築城の術としては未だ見るべきものがなかつたのであるが、城柵そのものゝ起原と本來の意味を知る上には興味深いものである。

2. 中世の城牆

此期に入り支那を模倣した都城の思想が衰へて、外敵に對する防備も漸く必要がなくなり、その代りに國內では地方の豪族や武門の勃興に伴ひ、其の實生活に關係ある城を要求されて來たのである。

此期の初めは前時代をうけて、また城と柵の二字が主に用ゐられ、又城郭、時には館、楯の文字もみられたが、中でも城は最廣い意味に使はれてゐる。即ち防禦を施した王城、寺院、邸宅は元より緊要な一地域、臨時的の壘柵、鹿砦を用ゐた防備等にも及び、城の觀念が混亂して雜駁なものとなつたやうに思はれる。

今此期に於ける築城と防備の關係に就て順次略説を試みるならば、

- 一、承平天慶亂、平忠常亂には比較的要害の丘上等に居館を構へ、堀柵塀等を設け防備とす。
- 二、前九年、後三年役には城柵が利用され、之等は丘陵上に設けられ、土壘、空堀を繞す。
- 三、保元平治亂には互に築地、溝を繞した御所を根據としての市街戰であつた。
- 四、源平二氏の争亂には戰が大規模であつた爲め、築城も少からず利用せられ、衣笠城、金砂城、一の谷城等の要害に臨時に設けたものや、自己の居館を城とせるものが多い。

五、頼朝奥州征伐に於て藤原氏は阿津賀志山を中心に天然の要害に據つて築城し、二重の堀を造り之に水を引き等した。

六、承久の亂は大部分野戦に終り、城郭に據る戦は見られなかつた。

七、元弘建武以來元龜天正に至る間の數々の争亂を通し、特色とする點は從來の防備を施せる居館、臨時に立籠る天嶮利用の山城から、本據の城と支城が分化し、又寺院や陵墓を城郭として使用することが始められた。

猶此處に特種な築城法として博多附近の海岸に石壘が残つてゐる。これは衆知の如く、かの文永弘安の役に、蒙古襲來に備へる爲めに造つた防壘であつて、建治三年三月から弘安三年迄約五ヶ年の日子を費して築いたのである。其の方法は鎮西に領地を持つてゐるものに、賦課分擔とし、其割合は領地反別の大小に依り一段毎に一寸と定め、出征の士には課を免除したのである。

此の規模の一般を窺ふに、石壘は筑前怡土郡(現糸島郡)今津の西北即ち今津長濱から、名島迄の海岸迄延長四里に亘り、其手法は所により多少違ふが、現存のものに就てみるに、高さ六尺、厚さ一丈を有し、構造は地上四、五尺の土壘の上に、内外共約尺二六、三寸四方の割石を亂積とした

ものである。

猶石を以て垣としたものには他に永祿十二年信長が斯波武衛陣を擴張して築いた二條城がある。これは天正十四年の秀吉の聚樂城、慶長七年の家康の二條城と共に、京都市中に於ける邸宅的城郭であつて、從來の天嶮を利用した山城とは大分趣を異にしてゐる。兎に角城に立派な石垣を繞らしたのは、この信長の二條城が最初であると云はれてゐる。

3. 近世の城牆

此期に於ける築城の主なるものに就ては、已に第一篇に述べた通りで、國寶に指定されてゐる城の殆どすべては此期のものであるから、これに依つて詳細を知ることが出来る。

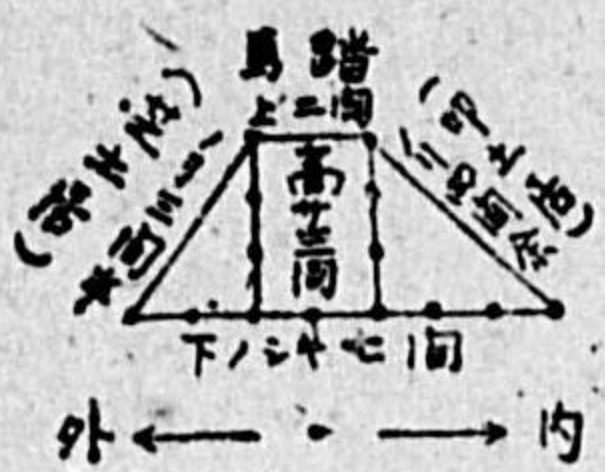
此期の特色としては、在來の軍事的にのみ限られてあつたのが平時に於て、政治、經濟、社會上にも適するやうに考へられたことである。従つて地位の撰定や天嶮の利用が非常に巧妙となり、規模に於て大きく、人工を施すことに依つて堅固さを増したのである。

又威觀を充分に發揮する爲めに平山城を多く用ゐる、城内各部の構造、即ち郭の形や配置等最發達し複雑性を帯びて來たのである。次に此期の城牆に就て略説する。

壘は従来多くは直線式であつたのが、屈曲を作るに至り、大阪城や江戸城がこの適例である。壘には土居（土壘）と石垣（石壘）と、兩者併用のものがあり、併用のものには石垣を上とし土居を下にするものと、これと反対のものがあつた。上が石垣になつてゐるのを鉢巻石垣と稱へ、この最も古い唯一の例は前に述べた、文永弘安の役に博多の海岸に築いた石壘である。

土居には叩土居と柴土居の二種あり、高さ二、三尺に過ぎないものもあれば、四・五間にも達するものもある。

厚さや傾斜にも色々あるが、軍學者の標準は凡そ左圖の通りである。



芝土居ハ芝ヲ疊ミ上ゲル。
叩土居ハ土ヲ叩キシメテ築キ上ゲル。
勾配ハ叩土居ノ方ハ芝土居ヨリ幾分ユルヤカ。

土居の遺跡として最も顯著なものは前に述べた京都に於ける秀吉の築いたお土居である。

石垣は信長の二條城に始まり、次第に城郭が永久的となり、又鐵砲の流行に伴ひ専ら用ひられるやうになつた。殊に大坂城の如きは巨石を用ゐてある。尤もこれは實用以外に威勢を張る意味も含まれ、こゝに秀吉の豪華さを窺ふことが出来るのである。

今巨石の二三の例を示せば

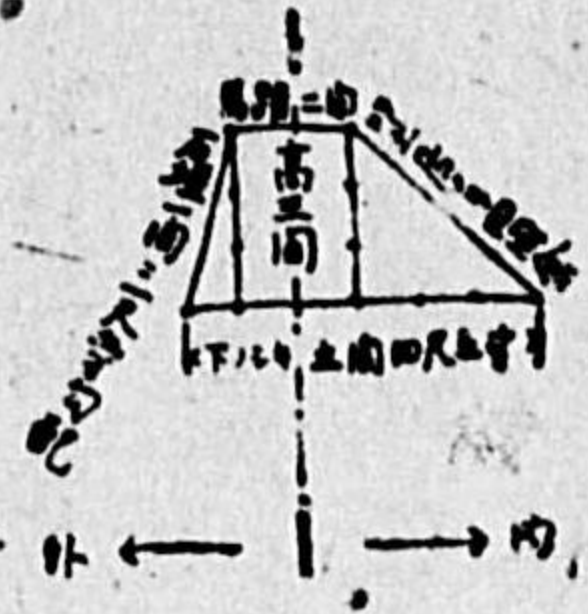
天主正面	縦約三十六尺 横約十八尺	面坪約十八坪
櫻門内峭石	縦三十六尺五寸 横十九尺	同 十八坪餘
京橋門内肥後石	縦四十五尺五寸 横四十五尺五寸	同 十六坪餘
櫻門内袖石	縦四十五尺三寸 横四十四尺	同 十五坪餘

の如きものであるが、假りに厚さを十尺とすれば一個の重量實に約十三萬貫となる。尙之等の運材や築造の方法に就て興味ある記録もあるが割愛する。

次に土居の築勾配に一定の標準があるやうに、石垣の築造にも色々な法則がある。

石垣築造に特別の技術者穴太役と云ふのが出來た位研究をされたもので、武將としては加藤清正が其の第一人者で、肥後の熊本城、名古屋城、江戸城の一部も彼の手に成つたものとして有名であ

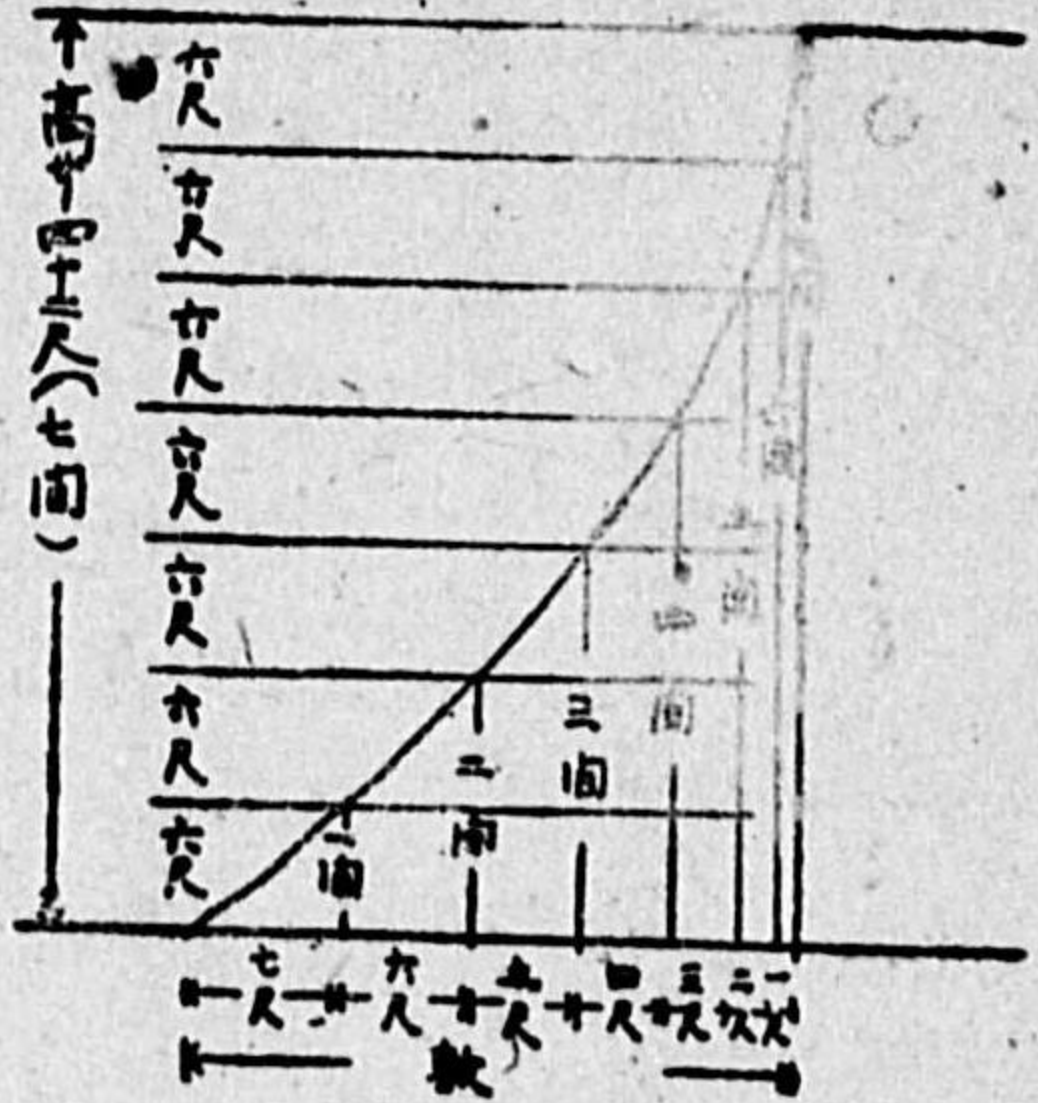
壘は内外共に石垣の場合高さ八九尺に限られ、それより高いものは必ず外面石垣なら内面は叩土居で 其の勾配も自ら多少異なり凡そ左圖の如きものである。



勾配ハ外一間ニ一尺五寸ノシキニテ高三間ニ四尺五寸ノ敷内ハタ、キ土居三間上ノ平均二間合セテ敷五間四尺五寸

(軍詞之卷ヨリ拔萃)

又石垣の高さと勾配の關係に就ては、高さ約三間迄は高さ一間につき敷一尺五寸位で堪へるが、高一間位の處は敷なく直立でも堪へ、すつと高いものは又異り『軍詞之卷』に扇勾配と云つて特種な築造法があり、我國獨特のもので外國には其の例を見ないと云はれてゐる。『軍詞之卷』の解釋を綜合すれば凡そ左圖の如きものである。



是が高石垣ノ仕様デ此ノ方法ヲ以テ其ノ高サニ依リ勾配ノリガ如何様ニモ計算ガ出來ル、即チ高ガ一間ヲ増ス毎ニ敷ガ一尺減ズルノデアアルカラ、例ヘバ高サ十間ノ場合ハ最初ノ敷八十尺カラ始マリ一尺迄漸減スルノデアアル

併し此の計算から割出すと高さ十五間の石垣なら敷は二十間となるわけで、底部の石垣壘面の傾斜があまりに緩かなものとなるから、實際問題としてどうかと思ふ點もある。

兎に角高い石垣でも直線式の積方がないでもないが、それよりも扇勾配の方が堅固であると云ふわけである。

次に石垣の積石形式は荻生徂徠の『鈴録』によれば、切込ハギ、打入ハギ、野ヅラの三種があり、切込ハギとは石の合端を削つて組み合はせた最も丁寧なやり方で、打入ハギは合端の角を玄能で叩い

たのみで組合はせた方法、野面とは合端は全然加工しないで其のまゝに積みあげるやり方で、一見非常に蕪雑なやうであるが、これが最も丈夫であると稱へられてゐる。それは積石の控が深くなつてゐるからで、一名牛蒡積と稱せられるのも、全くこれから來てゐるのである。以上三種の區別は今でも行はれてゐる。

其の他城牆に類するものでは、鹿砦、柵、塀等が用ゐられ、鹿柴とは主に臨時の防備として、茨からたちのやうなとげのある常緑樹を植ゑること、恰かも上古の葛城、稻城に相當するが、これは城郭の一部に障害物として作るものであるから多少趣を異にしてゐる。

柵は上世の城柵と異り此期のものは、多くは外郭の土居等簡略な所に用ゐられ、今の木柵に相當するものである。

塀には板塀、土塀があり木製のものより土製の、火災にも鐵砲にも安全であるから、塀が多く用ゐられ、其の表面は普通白壁に塗り、厚いになると二尺以上のものもある。

五、寺院并に廟の牆

欽明天皇の御代に佛教が我國に傳來するに及び、やがて佛教建築に關しての技術も傳へられて、かつて見られなかつた壯麗な堂塔が、次々と造營されるに至つたのである。推古天皇の卅二年には寺四十六所、天武天皇九年には京内だけで廿四寺、持統天皇の御代には天下の諸寺凡そ五百四十五寺を數へられたことは文獻に依つて知られる。又都が奈良に定まると、こゝに續々と諸大寺が移轉又は建立され、元正天皇養老六年には、已に都下四十八寺に達する勢を示したのである。そしてこれ等の寺の院地は主に平地を撰び、其の廣さは寺の格式に應じて夫々の面積を占め、概ね南を正面とする整然たる區劃の中に置かれたのである。又外郭は築牆を繞らして四方に門を開き、正規の大寺院は此の中に種々の建物があつて、各性質の類したものが一團となる様に配置され、夫々何々院と

呼ばれるのが普通である。而して之等諸院の中或ものは廻廊、或は築垣に依つて區劃されてゐるのである。

平安朝に入り密教が傳來され、其の教義に基き院地は主として山岳の地を撰び、建築も自然を配景とする自由な配置を行つた關係で、外郭は勿論寺内の建築も一定の區劃に依る整然たるものではなかつたのである。

鎌倉時代に新に禪宗が傳へられて、伽藍の配置も整然たるものに還つた。併し都市の中央又は一部それに屬する部分は、外郭は築牆等に依り區劃を明らかにされたものもあるが、從來自然を採り入れてゐたものは、必ずしも之れに據らなかつたのである。

又禪宗以外の新宗教に於ては、各其の教義に基き建築の種類も異なり限定されるに至つたから、其の外郭や内部の配置等も自由で、整然たるものではなかつた、それでも都市に關係のものは禪宗寺院と同様であつた。

以上の如く飛鳥時代以降各時代に互り數多の寺院が建立されたが、時勢の變遷に依り創建當初の規模や形式を其まゝ存するものは殆どないから、現状を以て當初を推定することは困難であるが、

今是等の中主なるものとして、法隆寺の規模について、稍々詳しく説明を加へ、其の他の寺院に就ての參照に資することゝしたい。(圖版第三八、第三九)

飛鳥時代に建立された寺院の中、比較的草創當時の面影をしのぶに足るものは此の寺であることは言を俟たない。

此の寺の規模はこれに先立つて創立された四天王寺の院地方百二十丈なるに對して、稍々小さく方百丈であつた。即ち天平十九年勸錄の「法隆寺伽藍縁起流記資財帳」に

「合寺院地。四方各一百丈。」とあり、略々草創當時の規模とみられる。しかしこれを以て直ちに現在の西院伽藍の地にあてはめることは學說上許されないのである。それは若草伽藍なるものが未だ定説を得るに至らないし、現在の南大門と大垣の位置が、次に述べる様な理由で當初のまゝと斷定しかねる點もあるからである。

即ち「資財帳」以後の沿革に就ては詳かでないが、嘉禎年間に編纂された「古今目錄抄」に次の記載がある。

「次四面大垣、墼地、西東三丁、北南二丁也、當時東西門北脇墼地者、昔南大垣也南大門也、今昔新南大門、並大垣等寄南、北南成三二丁七段切許、東西門共三間也、東門四足也、北門又四足也。」
西寺
中門前、東西築垣。東南卅六丈六尺、西南廿七丈也云、

西門南方大垣、至坤卅一丈、南大門西、至坤角卅八丈、同大門東、至巽角六十九丈、東西都合一百七丈云、

南大門内、東西築垣、至中門前各廿七丈、東西大門内、南築垣至于中門前一員、西方從西門至于中門前六十丈、東方自東門至于中門前六十五丈云、

東門内屏三間、自東南築垣廿八丈、至于巽角、自東門北至于東小門廿四丈、自小門北卅三丈、自北大門東卅丈、自大門西卅丈、同大門内、南行東西築垣、各十五丈。」とあり。此中で中門前東西築垣と、東小門から北の東側築地と、北側築地の大部分と北大門内築地は現在残つてゐないが、其の他は現状と略々變りないことが窺はれるのである。

そこで今の外廓は何時頃に出來たかに就ては詳かでないが、前掲の記事中の「中門前東西築垣云々」と「今昔新南大門並大垣等寄南北南二丁七段切許云々」とに依つて、南大門は元中門前につたのを今の位置に移したことが確認される。しかし中門前東西築垣が當時まだ其儘残つてゐたかどうかには就ては明瞭でない。ともあれ、今の外廓は『古今目録抄』の編纂された嘉禎年間を餘り廻らない頃、南大門の移轉と共に出來たのではないかと思はれる。

次に東院伽藍の外廓に就ては、『鳩斑古事便覽』天平實字五年の東院佛經並資財帳に

「院地壹區 東西各卅七丈 南北各五十二丈 とあつて、之れに依れば東西の徑が五十二丈で、南北の徑が卅七丈で

あるから、元は横（東西）に長い境内であつたことがわかる。其の後の沿革に就ては『古今目録抄』に

「次四面墼地、西東北南、共一丁餘也、而今不足一丁昔分齋見。東西各卅七丈、南北各五十二丈也。」

「有云、法隆寺上宮王院墼垣者東西南北一町也、後爲狹云々已上東院也。」とあり、之れを現状に當て嵌めてみると、南北一丁は今の南門を南限りとすれば、北限は凡そ北室院表門の所となり、又

東西の限は南門と夢殿を結ぶ南北主軸から、左右振分けに半丁宛とすれば、東西各今の築垣より約七丈五尺廣かつたことになる。併し創建當初の東西徑五十二丈に就て考へてみると、中軸線より廿六丈宛の振分となり、其の東限は丁度今の東築垣の外修南院趾（元塔中寺院現在法隆寺々有地）の東限に相當し、西は東院四脚門より東大門に達する道路の石橋附近に迄のびることになる。因て『古今目録抄』編纂當時の東西一町とは、夢殿を中軸とする振分ではなく、現在の東限の垣垣（築垣）は當時已に今の位置に縮少されてゐて、東限だけが創建當初の儘存置されてゐたのではないかと思はれる。其の理由は、今の東西直徑寸尺は約二十一丈で、之れに約十五丈を加算した約一丁は恰も修南院東限と一致するからである。

因て若しこれを事實とすれば、今の東院築垣の中、南と西は『古今目録抄』の編纂された嘉禎頃の規模を保つてゐるが、東は其の後に於て今の位置迄移築されたことになるわけである。

以上は法隆寺の東西兩院に於ける築垣の變遷に關する大要である。其の後の修理改築に就ては尙多少の文獻を有し、其の都度前様式を踏襲された様であるから、鎌倉期の規模と様式を傳へたものとしてこれ等の大部分が國寶に指定されたのである。

次に奈良時代の創立に係る諸大寺の中、平城京の條坊に關係ある寺院の四至外廓は、何れも整然たるもので、其の四面は諸門築垣に依つて圍まれてゐたことは勿論である。例へば興福寺は左京三條七坊の一院方四町が伽藍區域で、明治の初年迄は築垣を存してゐたが、今は其の石垣に名残を留めてゐるに過ぎない。東大寺草創當時の占地は『天平勝寶八歲勅定東大寺の四至圖』に見る如く、山地を含む南北約卅町東西約卅三町で、此中西南隅の方八町が伽藍區域となり、此西限は恰も東京極路を界とし、南は若草山麓、北は山際迄の平坦部は、諸門と築垣に依つて圍まれてゐたことが略々明らかである。而して現在に於ても諸門の存在と之れを繼ぐ線上には所々に築垣の趾をみる事が出来る。併し南北七町東西十一町を有した西大寺、南北四町東西三町の寺家築垣、（四面高一丈餘、基廣八尺）を有した藥師寺、南北三町東西四町の唐招提寺、南北五町東西三町の大安寺、南北四町東西三町の法華寺等は何れも其の變遷が甚しいので、元の状態を保つものなく、すべて後世縮小された規模の下に築垣を認められる程度に過ぎない。以上に依つて上代の寺院に於ても亦皇宮都城と同様に其の外廓は全部若くは一部築垣と諸門に依つて堅められてゐたことが明らかである。其の後現代に及んでも尙概ね此の手法が踏襲されてゐる。又中には更に外堀を附隨してゐるものもある。

これ等の例を假に求めれば、教王護國寺、西本願寺、東本願寺、蓮花王院、妙法院、知恩院等にみることが出来る。

次に寺院の垣に關するものに歩廊がある。歩廊を古くはカキと稱へたことは已に述べた通りで、歩廊は廻廊又は廡廊とも書き、上代に於ける寺院の内廓に多く用ゐられてゐる。即ち其の一例を示せば法隆寺の『伽藍縁起流記資財帳』所載の

「廡廊壹廻 長各卅丈八尺 廣各廿丈六尺」

同じく『斑鳩古事便覽』佛經並資財帳所載の東院廻廊に關する

「檜皮葺廡廊壹廻 東西各十四丈北十三丈四尺南六丈四尺」の記事や興福寺に關しては『諸寺縁起集』の

「一、中佛殿院 中略

廡廊 堂西各八丈東西各長十二丈二尺中門東西 等の如く、其他東大寺に於ては東西兩塔の周圍に

各長九丈四尺並廣二丈四尺在中門入口」

は特に歩廊を繞らし、爲めに東塔院西塔院の名に依つて呼ばれる。要するに寺院の垣も亦皇宮都城の制に倣ひ、主として築垣又は歩廊を用ひてゐるのである。

靈廟關係のものは日光や、東京芝、上野の東照宮の如く神佛混淆の性質を持つてゐるから、其の全般的建築と同様に、垣に於ても亦佛寺にみる築垣、歩廊と神社の透塀、玉垣等の類を併用するのが通例となつてゐる。

六、民家の牆

これも門と同様に或時代には分に應じて自由に造ることを許されなかつたが、次第に此の制も解けて現代にみるやうに、どんなものでも勝手に出来る様になつた。

今古來用はれて來た主なる種類を擧げてみれば凡そ左の如きものがある。

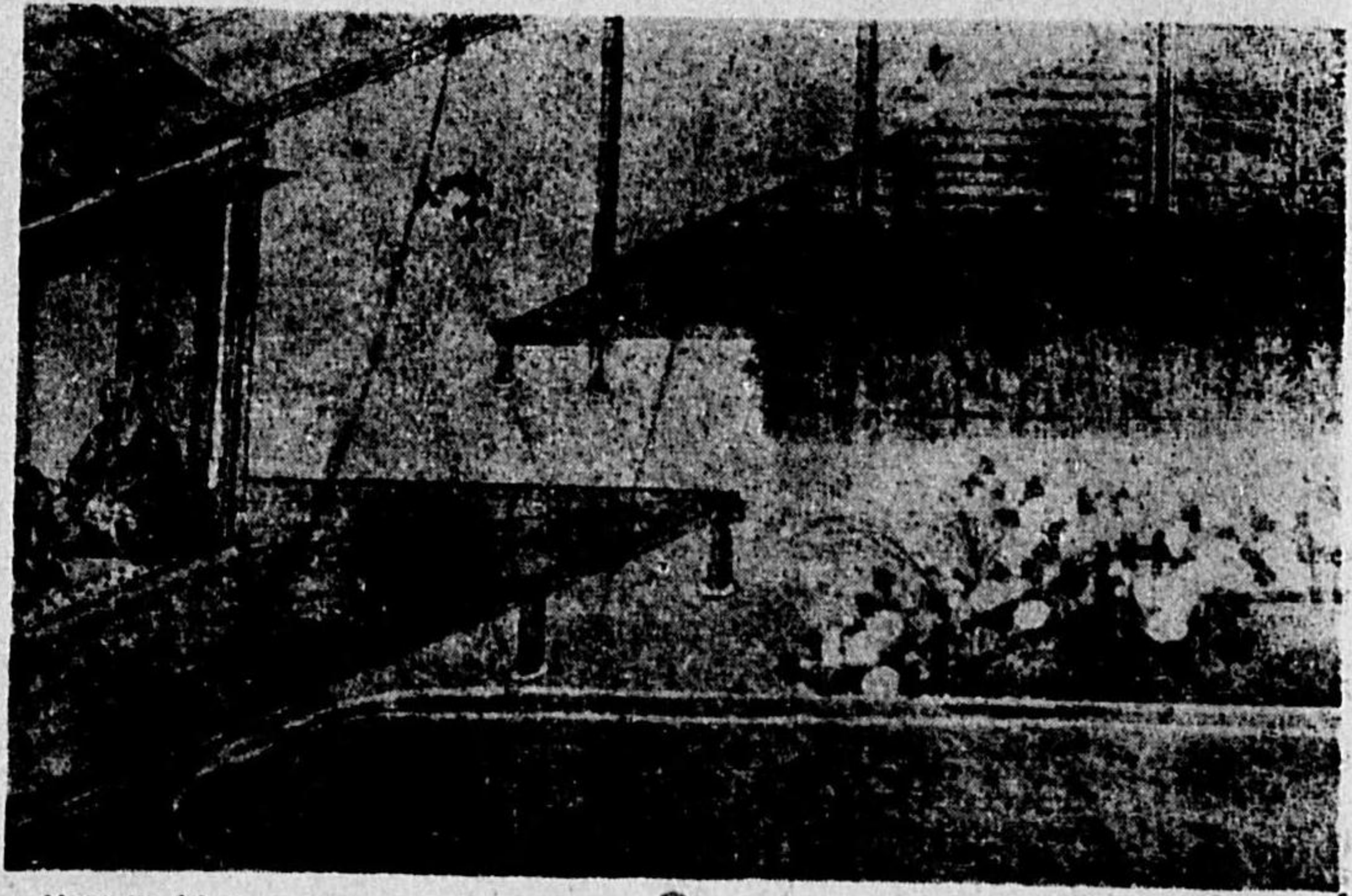
1 生垣

2 柴垣(鶯垣)

第二篇 牆

- 3 竹穂垣タケホガキ（葉總垣ハフサダキ、葉房垣ハフサボロ）
- 4 四ツ目垣
- 5 築牆ツキガイ（築垣、築地、塙垣、大垣、太鼓塙、籠塙、練塙、土塙）
- 6 板垣イタガイ（板塙、鰯板）
- 7 透垣スエガイ
- 8 切掛キリカケ（切懸、切蔭、簷子屏、下見張）
- 9 組垣クミガイ（檜垣、小檜垣、綾杉、韓垣カラガキ、網代垣アジロ）
- 10 立部タテベ
- 11 大和塙
- 12 源氏塙
- 13 建仁寺垣
- 14 蕃塙シシバ

以上は主に文獻、物語、繪卷等に現はれたものから撰んだのであるが、他に現代的のものを加へ



挿圖一五 竹生垣並に四目垣

法然上人行人狀繪傳

れば多數にのほるであらうが、主なるものに就て略説を試みることにする。

1. 生垣ナマカキ（圖版第四〇、第四二、挿圖一五）

古に於ては皇宮ですら瑞籬を繞らされた例に徴しても、民家に於ては勿論極めて簡素な生垣を用ひたことが想像される。

灌木を以て垣とすることは最も自然的で、何の技巧もいらすしかも永久性に富んでゐるから、最も古い時代から今も猶最多く採用されてゐるのである。

特に貴賤貧富の別が甚しかった時代に於ては、一般庶民の居宅には最も愛用されたことは、一遍上人繪傳に描かれた民家をもみてもわかる。この風習は今も盛に行はれ、民家以外の陵墓や神社寺院等にも多く

の例をみられる。

2. 柴垣。鶯垣 (圖版四一、第四三、第四四)

生垣に次いで古い歴史を持つてゐるのは柴垣であらう。フシガキ又はシバガキと讀み、『古事記』下卷清寧天皇の條志昆臣の歌に

「おほきみの、みこのしばがき、八節結り、結り廻し、きれむしばかき、やけむしばかき。」とあり、又『日本書紀』神代卷天孫降臨の條に、

「因於海中造_三八重蒼柴籬_一 柴此云踏_二船樞_一」の夫々記載がある。

後には之れを鶯垣とも稱へ、柴を集めて押縁を當て、結んだ形のもので、春日驗記、年中行事繪卷、法然上人行狀繪卷、石山寺緣起、等に依つて其時代の風習がみられ、それも主に臣下の居宅に用ゐられてゐることが知られる。

3. 竹穂垣。葉總垣。 (圖版第四五)

柴の代りに若竹の穂つきのまゝ束ねて作つたものに竹穂垣がある。一名これを葉總垣(葉房垣)とも目關垣とも稱へ、これも北野天神繪卷、法然上人行狀繪卷、石山寺緣起、春日驗記、等に描かれ

た臣下の邸宅に多くみられる。

4. 四ツ目垣 (挿圖一五)

これは竹をあらく縦横に結び、其の間を略々方形にしたもので、法然上人行狀繪卷の「空阿信實に上人の影像を書かして本尊とす」の所に描かれてゐるのをみても、古くから用ゐられたことがわかる。

5. 築牆 (圖版第三九、第四六、第四七、第四八、挿圖五、八、九、一〇)

佛教の傳來と共に佛寺建築の興隆となり、我國在來の建築に一大變革を齎したものであるが、宮殿建築に於ても其の影響を受けて、外廓には築垣を繞らされたことに就ては已に述べた。然し臣下に於ては未だ之れに倣ふを許されなかつたのである。其の後平安京の經營と共に町割の制が定められて、臣下では垣基三尺とあるから、皇宮に比べて小規模ではあるが、公卿殿上人の邸宅にも築地が繞らされてゐたことは次の事柄に依つてわかる。

王朝時代の隨筆として有名な清少納言の『枕草子』卷二の「人にあなづらるゝ物」といふ條に「家の北面。餘心よきと、人に知られたる人。年老いたるおきな。又あはくしき女。築土のく

づれ。」とあつて、一面又當時に於て築地のくづれが人のあなどりを受けるものとされたことが窺はれる。

土築の塀に築牆、築垣、築地、大垣、太鼓塀、籠塀、練塀、筋塀等色々の文字を充てゝゐるが、凡そ次の二様に大別することが出来る。即ち

須柱を入れたものと、入れないものである。更に之れを細別すると、屋根に瓦を葺いたものと、上土門の如く板葺の上に一部土を揚げたもの、檜皮を葺いたのものがあり、壁面に白堊の定規筋を入れたものと、平瓦と練土を規則正しく積重ねたものがあり、表面を化粧したもの、築き放しまゝのものがある。

又其築造法にも色々あつて、中には手の込んだ日數のかゝるものもあれば、此頃民間で行つてゐるやうな簡單なものもある。古い手法を傳へた文獻には乏しいが、寛文頃と思へる法隆寺所藏の『愚子見記』に次の様なことが書いてある。

「築地 寛文二年

一、高一丈根七、尺上五尺五寸 八尺二寸間一瀆ニ付

此築手間百廿目宛 但土砂トモ諸色式

同 大工手間 一瀆ニ付七十目宛

同袖築地高八尺八寸 根六尺五寸 上五尺四寸 宛八ヶ所ニ有

此大工 一瀆ニ付六十目宛

妻貝形 一ヶ所ニ付九十目宛

杣ミナソ 同 四十四目宛

杣彫物貝形 同 百六十目宛

大門 一口ニ付百八十三目宛

公家衆築地 一瀆ニ付三十二目五分宛

右大工方從前々棟梁以積被仰付候也

築地之事 檼幹フイカン 兩題曰檼兩傍曰幹ツレト

一、鹽築地高八尺根四尺六寸上三三尺六寸但シ柱無シ一間ニ付是築手間十六七人但八九人ニ而二日ニ築上ル積也土篩土上ル共其他ハ不知

一、復築ク築地ニ大事有り上面率ニ干ル故ニ破也爲_レ其鹽ヲ入ル事也常ニハ鹽入ル、ニ不_レ及乍_レ去奉行之好ミ成ラバ鹽請取可_レ入結局自時分□ニ鹽入_レ者カビ出テ見苦シ但鹽ハ一頃ニ付一斗亦築地堅ニ破ルハ築手之非_レ難地形ニ高下出來ル故也亦横破ハ築手ノ咎也亦掛ケ筭早ク取ル惡シ又篩土傍ニ二寸ニテモ三寸ニテモ良猶多キ程好シ亦柱ノ立ツ築地ハ築ク時堅水ヲ日ニ幾度モ可_レ有_レ吟味_レ築キ行方柱倒者也又_レ木ノ楔片_レ成_レバ左_レ歪_レ者也能々心ヲ付不_レ可_レ在_レ油斷_レ之_レに依つて略々當時の築方と費用がわかる。而して現存する法隆寺の東西兩院の外廓や子院の築地の構造をみるに、凡そこれと同じ手法の様に思へる。即ち柱の有無に係はらず、手法は同一で、須柱附のものは外廓の大垣と子院の一部に用ゐられ、柱間凡そ八尺五寸、柱のないのは子院の部分で、縦に破れてゐる一區切は凡そ二間である。何れも其表面は風雨の爲め中二三寸の段線が表はれてゐるのは、突き締めた段階を示すもので、上部に残る板の柰目は枳板を用ゐたことを立證するものである。又壁體の構造をみるに、小形のもの、枳板を兩面からあて、一度につき締めるのであるが、大形のもの、八九寸の厚さに兩面を同時に突き上り、中の空處は瓦礫や土塊を後で積み込むのである。又、一重ね宛つきしめ乍ら一定の高さまで達し枳板を取はづせば一部が完了する

ので、これを横に反復すれば延長何十間でも通ることになる。尙枳板の表面には其都度油を塗り、表面となる部分には一定の厚さに篩土を用ゐ、龜裂を防ぐために鹽分を交せる場合もある。

斯くして出來上つた築地に屋根地を作つて、瓦を葺くか板葺にして漆喰土を揚げるのである。

須柱を用ゐた本瓦葺の築地は、『和漢三才圖會』に「民家楨幹を用ゐず」とある如く、古くは皇居又は寺院等に限られ、臣下ではあまりみられなかつたものゝやうである。平安朝以降の繪卷物にも殆んど柱なしの築地上土塀となつてゐる。それは春日驗記の中納言親宗卿、大宮權太夫俊盛卿の邸宅にみても、又年中行事繪卷、法然上人繪卷、石山寺縁起、一遍上人繪傳、長谷雄卿草子等に於ても、すべてこれと同様である。

次に柱の有無に依らず壁面の裝飾として定規筋即ち白堊の線を表はしたものである。『和漢三才圖會』にも「横ニ筋ヲ堊ス俗ニ筋塀ト云フモノ是ナリ」とあり、この起原は明らかでないが、古くは法隆寺東院の大垣、近世では京都御所の築地、其他貴族の邸宅にも寺院の構にも現在數多くみられる。今では五本を最上とし格式に依つて定められ、御所や門跡寺院に限られると稱せられるも、古くは臣下に於ても身分の高い人の邸宅にも、定規筋のある上土塀を用ゐてゐるのを繪卷等に依つ

て知られる。

又定規筋とは異つて瓦と練土を交互に積重ねて造つた練塀と稱へるものがある。これは現在一般に用ゐられてゐる手法で、築き上りは粗雑で定規筋には及ばないが、遠見すれば筋塀のやうにみえ、繪巻にも此の形式と思へるものがまゝみうけられる。

6. 板垣。板塀。鱒板 (圖版第四九、挿圖一〇)

これは『家屋雜考』に今時の板屏なりとし、又鱒板は板屏の別名であると説いてゐる。
板垣のことは『源氏物語』蓬生の巻に

「下部どもなどつかはして、よもぎはらはせ、めぐりの見苦しきに、板垣といふものうちかためつくろはせ給ふ。」とあり、其の他繪巻にも各種のものをみる事が出来る。

これには板を豎に張つたのと、横に張つたのと二様ある。

豎に板を張る手法には板と板を突き付けて張つたのと、板と板との合はせ目に目板を打つたのと、板の間を透したのと、透間に晒打を入れたのと、両面から大和打と云つて板を千鳥に打付けたとがある。

7. 透垣スイガイ

古語に透垣と云ふのがある。これは『家屋雜考』に

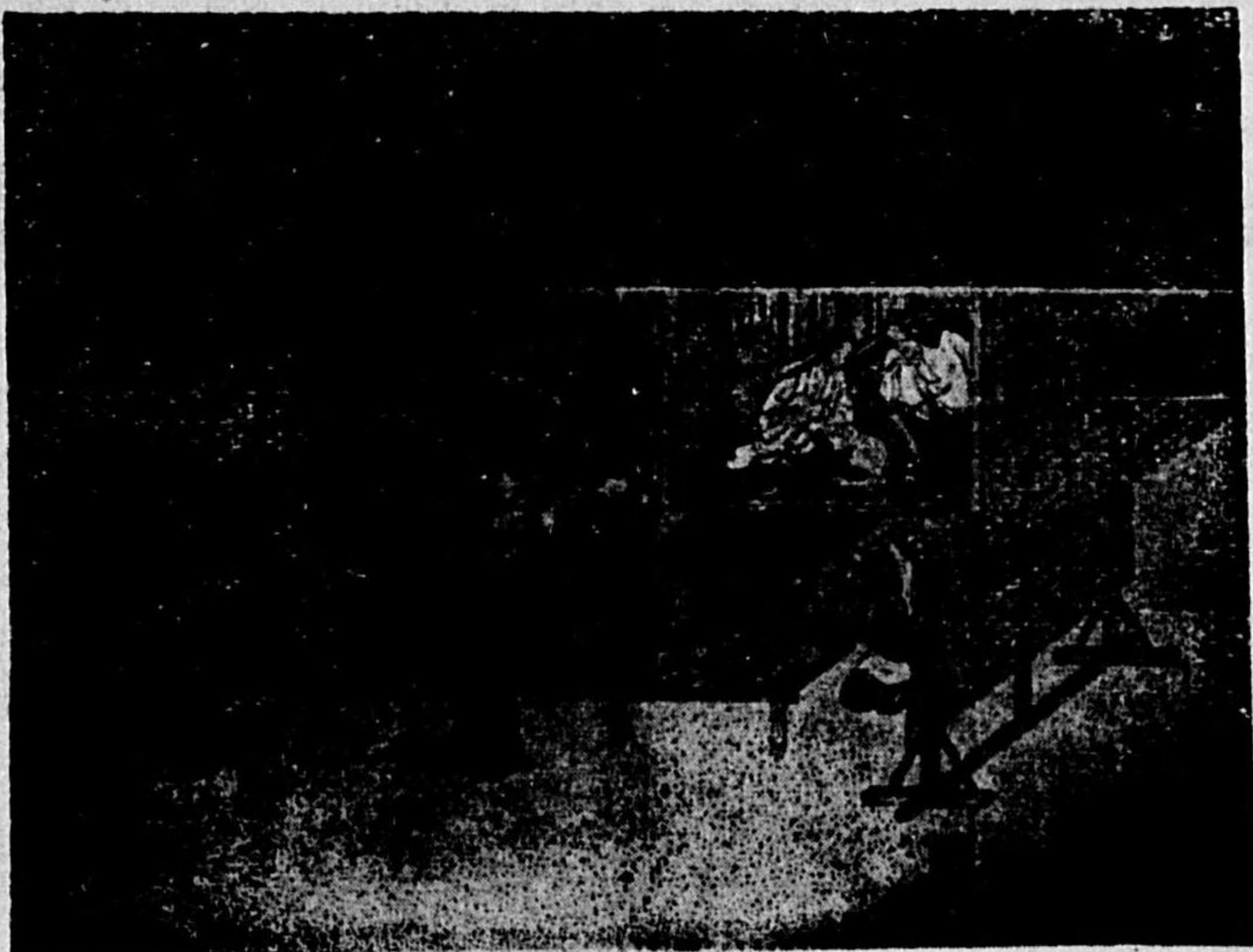
「一説に板屏の内板と板との間をすかしたるを透垣スイガイといふ。」と記し、又

「板と板との間を聊づゝすかしたる屏なり、又板と板との間へ竹を交へて打ち付けたるもあり、古圖どもを見るにその造りさまざまあり、是もスキガキといふべきを音便によぶなり。」とあることからみて、略々其の様式がわかるが、繪巻にはそれらしいものが見當らない。然し透垣といふことは『枕草子』巻七、「九月ばかり」の條に

「透垣スイガイ、羅文らもん、薄などの上にかいたる蜘蛛の巢のこぼれ残りて、」とあり、又『源氏物語』末摘花の巻に

「すいがい。のた少し折れ残りたる隠れの方に立ちより給ふに、」とあり、同じく野分の巻に「くさむらは更にもいはす、檜皮、瓦所々のたてじとみ、すいがいやうのもの亂りがはし」等とあるから、古い頃からの和名の一つに數へることが出来る。

8. 切懸キリカケ。切陸。簾子塀 (挿圖一六、圖版五一)



春日權靈驗記清増橋法邸宅

挿圖六一 切懸

横に板を張る手法にも前と同じやうに、透垣式のもの、柱に小溝をつけて落しばめにした皇太神宮の板垣式のもの以外に、羽重ねにして之れに堅棧を適當の間隔に取付けたものとがある。

古語にある切懸とはこの羽重ね式のことを云ふので、『甲子隨筆』に

「柱に切かけをしてそれに板を差あて、上より押へ木を打ちたり。」と説き、『家屋雜考』にも、板と板との合せ目に、目板をうたす、雌羽に重ねたるを云ふとある。又『嬉遊笑覽』には、「今さらごとといふものなり、上より押へる木に切かけたるさま、さらの子の如

くなれば名付くなり。」とあり、後には押へ木を簾子と云ふところから簾子屏と稱へ、此の頃では此手法を下見張と云つてゐる。

古語に表はれた切懸の一例を示せば、『大和物語』に

「この大徳、坊にしける所の前に切懸をなむせさせける。そのけづりくづに書き付けける、籬する飛驒の匠のたつき音の、あなかしがましなどや世の中。」とあり、『源氏物語』夕顔の巻に

「きりかけだつ物に青やかなる柱の、心よげにはひかゝれるを、」とあり。又『宇治拾遺物語』にも「そのおはしまし、かたはらにきりかけの侍りしをへたて、それがあなたにさふらひしかば(中略)着け水干のあやしげなりけるが、ほころびたるを切りかけのうへよりなげこして、これがほころびぬいておこせよといひければ云々。」とあつて、この切懸は屋内にも目隠用として用ゐられたことがわかる。それで『貞丈雜記』には

「物の間を切りて蔭をするものなり、庭などには板屏をいふ、座席の内には衝立の事なり。」とあつて切懸は切蔭であると誤つて説明してゐるが、之れには衝立のやうに移動出来る簡單なものもあれば、板屏の如く固定したものもあつて、實例は繪巻にも多く見られる。要するに切懸の字源

は様式に依つて生じたことがわかる。

9. 組垣。檜垣。韓垣。網代垣（圖版第五二、第五三）

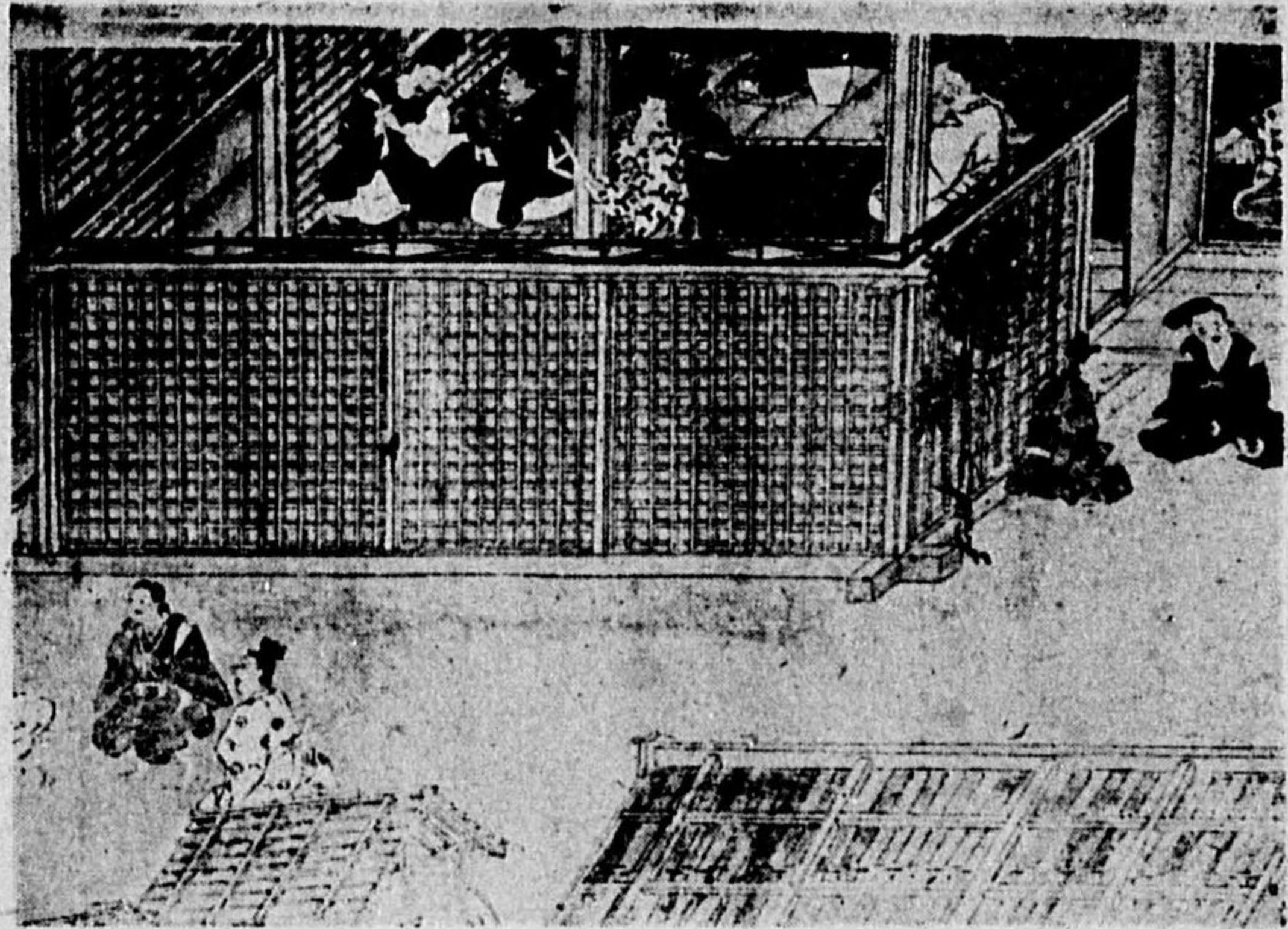
「家屋雜考」に

「上古以來竹木を組て墻垣とするもの種々あり、古書に八重の組垣、八重の韓垣などあるをはじめ檜垣、小檜垣、綾杉などいふ類皆組垣の名なり、韓垣の名なり、韓垣は韓國の制をまねびて組むなるべし。」とあり、又檜垣はあじろ垣のことで、あじろは編席の略、檜、竹、葦を以て斜又は縦横に編んだものである。これは垣其他門扉、屏風、天井、車輿、團扇、笠等にも用ゐられてゐる。

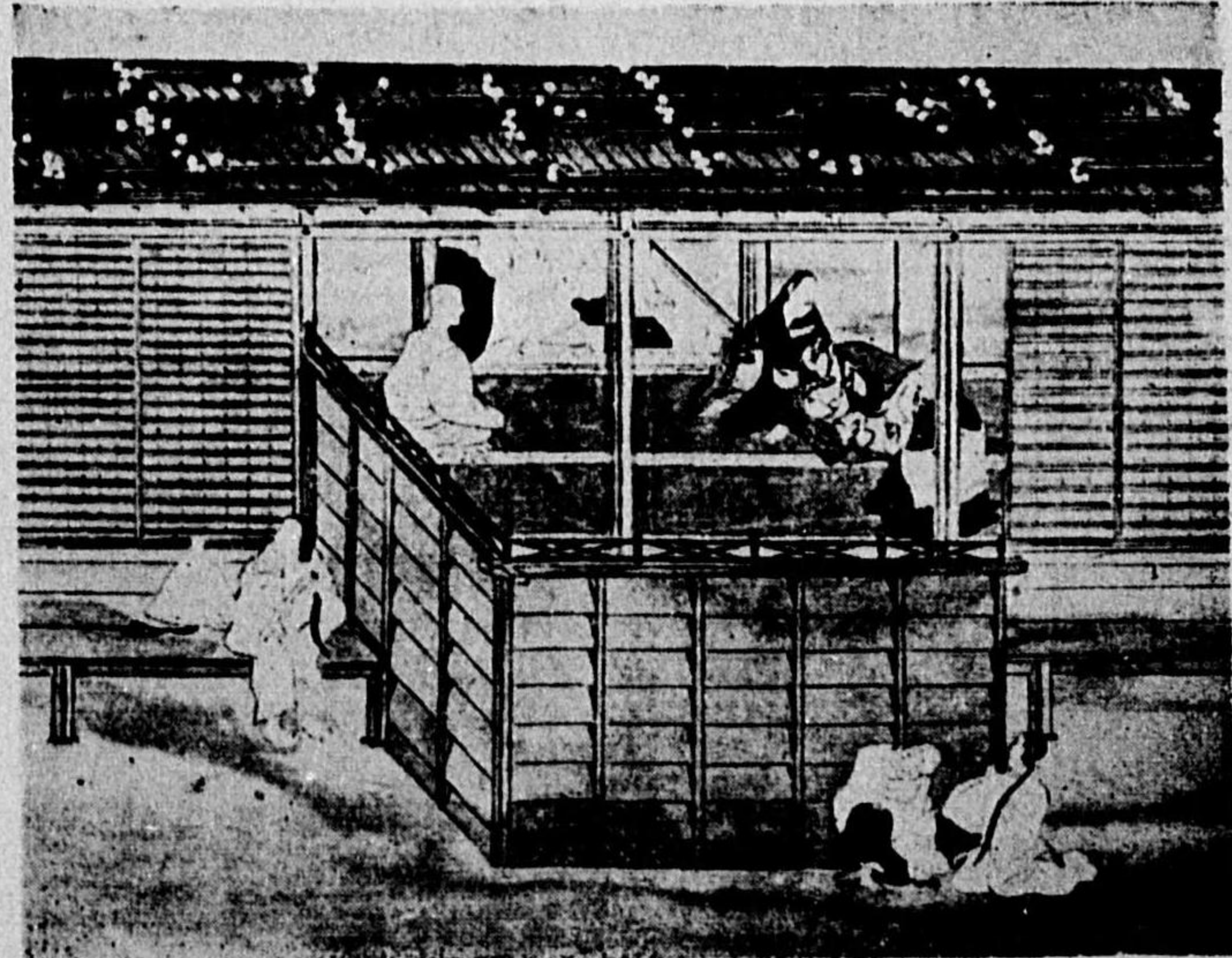
小檜垣のことは『枕草子』に

「板屋せばき家もたりて、小檜垣など新しく。」とあつて賤しい家の外構にも用ゐられたことがわかる。これは一遍上人繪傳の「一遍大守と出遭ひ給ふ」ところの民家にもみることが出来る。然し必ずしも賤ヶ家のみ限られたものでないことは、春日驗記に描かれた橋氏女、解脱上人、中納言親宗卿などの居宅にみても明らかである。

網代の垣は平安朝以降臣下の家居には、板屏と共に各階級を通じて最も多く用ゐられた様で、前



起縁寺山石 葎立七一圖挿



記驗靈現權日春 (用使蔭切)種一の葎立 八一圖挿

に述べた春日験記をはじめ、源氏物語、年中行事繪卷、伴大納言繪詞、法然上人行狀繪卷、石山寺縁起等に就てみればわかる。又これに依つて當時に於ける流行の一般が窺はれる。

10. 立部タテシテ (圖版第五〇、挿圖一七、一八)

これは地覆の上に柱を建てこれに笠木を置いて、其の間を縦横の格子組となし裏板を張つた形のもので、上等なのは笠木の上に竹節を取付けたのもある。其の用途は矢張切懸と同じく衝立式のものもあれば、寢殿造の簀子の前などにも取付け、室内が見すかさぬやうにする目隠代用のものもある。

『枕草子』に

「はつかに見いれたればたてじとみな見ゆ。」

とあり、先に掲げた如く『源氏物語』野分の

巻にも

「ひはだ、かはら、所々のたてじとみ、すいがいやうのもの。」

とある。又繪卷に於ては春日

験記、石山寺縁起等に依つても、其の様式や用途を知ることが出来る。尙古くは此の立部は貴人用で切懸は下司用として區別されてゐた様である。

以上は主に古語や繪卷に表はれた臣下の垣であるが、其他現代式の垣又は塀の名の付くものに

凡そ左の如きものがある。

11. 大和塀。

これは地覆と笠木の間柱を建て、之れに胴縁を貫いて、杉皮を張り晒竹の押縁を打ち付けた風雅なものである。

12. 源氏塀。

柱は焼杉を用ゐる地覆と内法長押の間は太鼓張の羽目板に竹の目板を打ち、長押と笠木の間には襷を入れる。これは主に數奇屋建築に用ゐられてゐる。

13. 建仁寺垣。

京都の建仁寺で始めて用ゐられたから、この名稱となつたと稱へられてゐる。これは普通の塀のやうに柱や貫で骨組を造り、之れに割竹の垣子を前後から取付け竹の押縁を以て繩結としたものである。

14. 蕃塀。

主として神社に用ゐられることは已に述べた通りであるが、或時代には同じ形式のものが縉紳又

附

録

日本門牆史話
は釋家の邸宅にもみられる。

國寶門牆一覽表

(昭和十九年末現在)

名稱	構造形式	所在地及所有者	時代
弘前城二ノ丸南門	櫓門、屋根銅板葺(今假二一部亞鉛引鐵板葺)	青森縣弘前市	桃山
東門	同	同	同
三ノ丸追手門	同	同	同
北門(龜甲門)	同	同	同
長勝寺三門	三間一戶樓門、屋根入母屋造柿葺(今假鐵板葺)	市 最勝院	江戸
誓願寺山門	四脚門、重層屋根切妻造、柿板葺	市 誓願寺	同
岩木山神社樓門	五間三戶樓門、屋根入母屋造、柿葺	同縣中津輕郡岩木村 岩木山神社	同
仙臺城大手門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺	宮城縣仙臺市 國(內務省所管)	同
伊達政宗靈廟唐門	一間向唐門、屋根銅板葺	同 市 伯爵伊達興宗	同
涅槃門	四脚門、屋根切妻造、銅板葺	同	同

瑞巖寺	御成門藥醫門、屋根入母屋造、本瓦葺	同 縣宮城郡松島町 瑞巖寺	桃山
同	中門四脚門、屋根切妻造、柿葺	同	同
楞嚴寺	山門四脚門、屋根切妻造、茅葺	茨城縣西茨城郡北山内村 楞嚴寺	室町
西蓮寺	仁王門三間一戶單層門、屋根寄棟造、棧瓦葺	同 縣行方郡玉川村 西蓮寺	同
東照宮社殿唐門	同	栃木縣上都賀郡日光町 東照宮	江戸
同	陽明門	同	同
同	東西廻廊	同	同
同	表門	同	同
同	坂下門	同	同
同	唐門	同	同
同	石鳥居	同	同
同	潛門	同	同
同	桁行二間、兩下造、銅瓦葺	同	同
同	銅庫表門藥醫門銅瓦葺	同	同

同	透塀	延長四十四間、銅瓦葺	同			同
同	鳥居	銅製明神鳥居	同			同
同	別宮瀧尾神社 唐門	一間一戶平唐門	同			同
同	石柵	周長百九十五尺三寸	同			同
同	樓門	三間一戶樓門、銅瓦葺	同			同
同	鳥居	三基、各石造明神鳥居	同			同
同	別宮中宮祠 鳥居	二基、銅製明神鳥居	同			同
同	別宮本宮神社 唐門	一間一戶平唐門、銅瓦葺	同			同
同	透塀	延長三十五間、銅瓦葺	同			同
同	奧院 唐門(鑄拔門)		同			同
同	西明寺樓門	三間一戶樓門、屋根寄棟造、茅葺	同	縣芳賀郡益子町	西明寺	同
同	圓通寺表門	四脚門屋根切妻造、茅葺	同	郡七井村	圓通寺	同
同	木幡神社樓門	一間一戶樓門、屋根入母屋造、桐葺	同	縣鹽谷郡矢板町	木幡神社	同

同	法華經寺 法華堂附	四脚門、屋根切妻造、柿葺	同	千葉縣市川市	法華經寺	同
同	龍正院 仁王門	八脚門、屋根寄棟造、茅葺	同	縣香取郡滑河町	龍正院	同
同	神野寺表門	四脚門、屋根切妻造、茅葺	同	縣君津郡秋元村	神野寺	同
同	赤門(舊加賀屋敷 御守殿門)	三間藥醫門、屋根切妻造、本瓦葺	同	東京都本郷區東大構內	國(文部省所管)	同
同	番所	左右各桁行三間、梁間二間、單層屋根前後唐破風造、本瓦葺	同			同
同	繫塀 附袖塀	左右各十二尺海鼠塀、屋根本瓦葺、左九十九尺右九十六尺四寸、海鼠塀、屋根本瓦葺	同	都麴町區內山下町	日本徵兵保險株式會社	同
同	表門(舊薩摩裝 束屋敷門)	兩番所附表門、屋根入母屋造、兩番所各正面唐破風、總本瓦葺	同	都麴町區內	日本徵兵保險株式會社	同
同	日枝神社中門	一間平唐門、屋根銅板葺	同	區永田町	日枝神社	同
同	透塀	延長四百八十六尺、屋根銅板葺	同			同
同	增上寺 三解脱門	五間三戶樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	都芝區芝公園	增上寺	同
同	臺德院(德川 秀忠)靈廟 中門	四脚平唐門、屋根銅板葺	同	芝公園一號地	公爵德川家正	同
同	透塀	延長九十四間、屋根銅板葺(今鐵板假葺)	同			同
同	勅額門	四脚門、屋根切妻造、銅板葺	同			同

有章院(德川家)	靈廟	桁行二間、梁間一間、向唐門、屋根銅板葺	同	同
中門	內透塀	延長七十九間、屋根銅板葺(今鐵板及棧瓦葺)	同	同
同	仕切門	一戸向唐門、屋根銅板葺	同	同
同	勅額門	四脚唐門、屋根銅板葺	同	同
同	二天門	八脚門、屋根切妻造、銅板葺	同	同
同	奧院寶塔	中門 一戸平唐門、屋根銅板葺(今鐵板假葺)	同	同
同	波板塀	延長四十五間、屋根銅板葺(今鐵板假葺)	同	同
同	唐門	一戸向唐門、屋根銅板葺	同	同
同	透塀	延長四十七間、屋根銅板葺(今鐵板假葺)	同	同
附悼信院寶塔	中門	一戸平唐門、屋根銅板葺(今本瓦假葺)	同	同
同	波板塀	延長四十五間、屋根銅板葺(今本瓦假葺)	同	同
同	唐門	一戸平唐門、屋根銅板葺	同	同
同	透塀	延長三十一間、屋根銅板葺(今鐵板假葺)	同	同

嚴有院(靈廟)	中門	桁行二間、梁間一間、向唐門、屋根銅板葺	同	同
同	透塀	延長七十九間、屋根銅板葺(今鐵板假葺)	同	同
同	仕切門	一戸平唐門、屋根銅板葺(今鐵板假葺)	同	同
同	勅額門	四脚門、屋根切妻造、銅板葺(今鐵板假葺)	同	同
同	奧院寶塔	銅製、一戸平唐門	同	同
常憲院(靈廟)	中門	桁行二間、梁間一間、向唐門、屋根銅板葺	同	同
同	透塀	延長八十二間、屋根銅板葺(今鐵板假葺)	同	同
同	仕切門	一戸平唐門、屋根銅板葺(今鐵板假葺)	同	同
同	勅額門	四脚門、屋根切妻造、銅板葺(今鐵板假葺)	同	同
同	奧院寶塔	銅製、一戸平唐門	同	同
東照宮	唐門及周圍透塀	一間向唐門、屋根銅瓦本葺	同	區上野公園 東照宮
東照宮	唐門	一間向唐門、屋根銅瓦本葺	同	都芝區芝公園 東照宮
同	透塀	一重廻長六十間、屋根本瓦葺	同	同

東照宮 鳥居	石造明神鳥居	同	都下谷區上野公園	東照宮	同
根津神社 唐門	一間平唐門、屋根銅板葺	同	都本郷區根津須賀町	根津神社	同
表門	兩階附長屋門、兩階番所附、入母屋造、本瓦葺、番所唐破風造	同	都麴町區丸ノ内	三菱本社	同
本門寺 仁王門	五間一戶樓門、屋根入母屋造、銅板葺	同	都大森區池上本町	本門寺	同
鶴岡八幡宮	石造明神鳥居	同	神奈川縣鎌倉市	鶴岡八幡宮	同
大鳥居(一ノ鳥居)	向唐門、屋根銅板葺	同	縣鎌倉郡大船町	建長寺	同
建長寺 唐門	藥醫門、屋根棧瓦葺	同	富山縣高岡市	瑞龍寺	同
瑞龍寺 總門	高麗門、屋根鉛瓦葺	同	石川縣金澤市	國(陸軍省所管)	同
金澤城石川門	表門	同	尾山神社	尾山神社	同
同	表門左右太鼓塀	同	同	尾崎神社	同
同	附屬左右太鼓塀	同	同	縣羽咋郡上甘田村	妙成寺
尾山神社 神門	和洋混淆三層閣門、最上層屋根寶形造、銅板葺	同	同		
尾崎神社	中門、一間平唐門、屋根銅板葺	同			
妙成寺 樓門	三間一戶樓門、屋根入母屋造、柿葺(現瓦葺)	同			

氣比神宮	四脚造	同	福井縣敦賀市	氣比神宮	同
大鳥居(赤鳥居)	八脚門、屋根切妻造、柿葺	同	縣遠敷郡遠敷村	神宮寺	同
神宮寺 仁王門	四脚門、屋根切妻造、檜皮葺	同	山梨縣東山梨郡松里村	惠林寺	同
惠林寺	四脚門、屋根切妻造、檜皮葺	同	長野縣北安曇郡社村	神明宮	同
神明宮社殿	四脚門、屋根切妻造、檜皮葺	同	岐阜縣本巢郡北方町	圓鏡寺	同
圓鏡寺 樓門	三間一戶樓門、屋根入母屋造、檜皮葺	同	靜岡縣靜岡市	東照宮	同
東照宮 唐門	屋根四方唐破風造、屋根銅板葺	同			
東門	屋根切妻造、屋根銅板葺	同			
同	廟門前後唐破風左右切妻造、屋根銅板葺	同			
同	玉垣 屋根銅板葺	同			
諏訪神社之殿	延長三十七間、屋根檜皮葺	同	縣濱松市	諏訪神社	同
同	唐門 平唐門、屋根檜皮葺	同			
同	唐門附透塀 左右各一間、屋根檜皮葺	同			
同	樓門 三間一戶樓門、屋根檜皮葺	同			

靈山寺	仁王門	三間一戶單層門、屋根寄棟造、茅葺	同縣庵原郡高部村	靈山寺	室町
名古屋城表一ノ門	櫓門	屋根入母屋造、本瓦葺	愛知縣名古屋市	名古屋市	桃山
同	表二ノ門	高麗門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同	同
同	東一ノ門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	同	同
同	東二ノ門	高麗門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同	同
同	不明門	同	同	同	同
同	正門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	同	同
高岳院	本門	三間一戶門、屋根切妻造、本瓦葺	同市	高岳院	同
東照宮社殿	唐門	一間平唐門、屋根銅板葺	同市	東照宮	同
同	透	堀延長六十四間、屋根棧瓦葺	同	同	同
同	樓	三間一戶樓門、屋根入母屋造、檜皮葺	同	同	同
性高院	表門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同市	性高院	同
本遠寺	樓門	三間一戶樓門、屋根入母屋造、棧瓦葺	同市	本遠寺	室町

熱田神宮	海上門	八脚門、屋根切妻造、檜皮葺	同市	熱田神宮	桃山
同	鎮皇門	三間一戶樓門、屋根入母屋造、正面軒破風附檜皮葺	同	同	同
六所神社々々	樓門	三間一戶樓門、屋根入母屋造、銅板葺	同縣岡崎市	六所神社	同
伊賀八幡宮	社殿	三間一戶樓門、屋根入母屋造、前後軒唐破風附檜皮葺	同市	伊賀八幡宮	同
同	鳥居	石造明神鳥居	同	同	同
龍泉寺	仁王門	三間一戶樓門、屋根入母屋造、棧瓦葺	同縣東春日井郡志段味村	龍泉寺	桃山
源敬公(德川)廟	唐門	一間平唐門、屋根銅板葺	同郡品野町	侯爵德川義親	同
同	附石柵	同	同	同	同
同	龍ノ門	四脚門、屋根入母屋造、銅板葺	同	同	同
同	殉死者墓	附石柵	同	同	同
同	築地塀	桁行延長七十一間、屋根銅板葺	同	同	同
妙興寺	勅使門	四脚門、屋根切妻造、棧瓦葺	同縣中島郡大和村	妙興寺	室町
甚目寺南大門	(仁王門)	三間一戶樓門、屋根入母屋造、柿葺	同縣海部郡甚目寺町	甚目寺	鎌倉

天恩寺 山門	桁行一間、梁間一間、屋根切妻造、棧瓦葺	同	縣額田郡豐富村	天恩寺	室町
瀧山寺三門 (仁王門)	三間一戸樓門、屋根入母屋造、柿葺	同	郡幣盤村	瀧山寺	鎌倉
觀音提寺 樓門	三間一戸樓門、屋根入母屋造、檜皮葺	同	三重縣阿山郡島ヶ原村	觀音提寺	室町
園城寺大門 (仁王門)	三間一戸樓門、屋根入母屋造、檜皮葺	滋賀縣大津市	園城寺		
膳所神社 表門	藥醫門、屋根本瓦葺	同	膳所神社		
篠津神社 表門	高麗門、屋根本瓦葺	同	膳所神社		
石山寺東大門 (仁王門)	三間一戸八脚門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	市 篠津神社		
日吉神社西殿樓門	三間一戸樓門、屋根入母屋造、檜皮葺	同	市 石山寺		
同 東殿樓門	同	同	縣滋賀郡坂本村	日吉神社	鎌倉
大野神社 樓門	同	同	縣栗太郡金勝村	大野神社	同
春日神社 四脚門(表門)	四脚門、屋根切妻造、檜皮葺	同	縣栗太郡金勝村	春日神社	鎌倉
鞭崎神社 表門	高麗門、屋根本瓦葺	同	郡老上村	鞭崎神社	同
小田神社 樓門	三間一戸樓門、屋根入母屋造、茅葺	同	縣野洲郡北里村	小田神社	室町

御上神社 樓門	同	同	縣野洲郡三上村	御上神社	鎌倉
油日神社 樓門	同	同	縣甲賀郡油日村	油日神社	室町
同 附屬廻廊	桁行左九間、右十間、梁間一間、單層屋根切妻造、檜皮葺	同	同		
新宮神社 表門	三間一戸門、屋根寄棟造、茅葺	同	郡南柚村	新宮神社	同
摠見寺樓門 (二玉門)	三間一戸樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	縣蒲生郡安土村	摠見寺	同
苗村神社 樓門	三間一戸樓門、屋根入母屋造、茅葺	同	郡苗村	苗村神社	同
押立神社 大門	四脚門、屋根入母屋造、檜皮葺	同	縣愛知郡西押立村	押立神社	同
豐滿神社 四脚門	四脚門、屋根入母屋造、柿葺	同	郡豐國村	豐滿神社	同
西明寺 二天門	八脚門、屋根入母屋造、茅葺	同	縣犬上郡東甲良村	西明寺	鎌倉
寶嚴寺觀音堂	屋根檜皮葺	同	縣東淺井郡竹生村	寶嚴寺	桃山
附向唐門	同	同	京都市		
二條城 本丸櫓門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	京都市		
同 附袖	塀南方二十二尺七寸、北方二十三尺、屋根本瓦葺	同			
同 東大手門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同			

同 廻廊	同 本願寺四脚門 (日暮門)	同 教王護國寺 八脚門(蓮花門)	同 北大門	同 慶賀門	同 同四脚門(北總門)	同 同東大門(不開門)	同 南大門	同 灌頂院 四脚門(東門)	同 四脚門(北門)	同 知恩院	同 唐門	同 八坂神社樓門
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 三脚門、屋根入母屋造、前後大唐破風、左右千鳥破風、檜皮葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、屋根入母屋造、前後唐破風、檜皮葺	同 三脚門、屋根切妻造、本瓦葺
同	同市	同市	同	同	同	同	同	同	同	同市	同市	同市
同	同市	同市	同	同	同	同	同	同	同	同市	同市	同市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

石鳥居 石造明神鳥居

同 建仁寺勅使門 (矢ノ根門)	同 高臺寺表門	同 清水寺西門	同 豐國神社唐門	同 蓮花王院南大門	同 同築地塀(太閤塀)	同 東福寺三門	同 月下門	同 仁王門	同 南禪寺三門	同 賀茂御祖神社々殿 四脚中門	同 西唐門
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 四脚門、屋根切妻造、棧瓦葺	同 藥醫門、桁行三間、梁間一間、屋根切妻造、本瓦葺	同 三脚門、一戸單層門、向拜一間附、屋根切妻造、檜皮葺	同 四脚唐門、屋根檜皮葺	同 三脚門、一戸八脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 築地塀、桁行二十九間、屋根本瓦葺	同 五脚三戸樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同 四脚門、屋根切妻造、檜皮葺	同 八脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 五脚三戸樓門、屋根本瓦葺	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同	同	同市	同市	同
同	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同	同	同市	同市	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	透堀	同	同
同	樓門	同	同
同	附廻廊	同	同
御香宮	表門 三間一戸門、屋根切妻造、本瓦葺	同市	御香宮神社
寶塔寺	四脚門、 屋根切妻造、本瓦葺	同市	寶塔寺
三寶院	唐門 三間平唐門、屋根檜皮葺	同市	醍醐寺
妙心寺伽藍	山門	同市	妙心寺
玉鳳院	四脚門	同市	玉鳳院
仁和寺	二王門 五間三戸樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同市	仁和寺
峰定寺	仁王門(大門) 三間一戸八脚門、屋根入母屋造、柿葺	同府	愛宕郡花背村 峰定寺
萬福寺伽藍	三門	同府	宇治郡宇治村 萬福寺
同	總門	同府	宇治郡宇治村 萬福寺
石清水八幡宮	樓門 一間一戸樓門、屋根檜皮葺	同府	綴喜郡八幡町 石清水八幡宮

九品寺	樓門 三間一戸樓門、屋根寄棟造、葦葺	同府	船井郡摩氣村 九品寺	室町
光明寺樓門 (仁王門)	三間一戸樓門、 屋根入母屋造、粉板葺	同府	何鹿郡奥上林村 光明寺	同
四天王寺	東大門 三間一戸樓門、屋根切妻造、本瓦葺	同府	大阪府大阪市 四天王寺	江戶
同	石鳥居 石造明神鳥居、但鳥木及貫木造鑄銅板包、額	同府	大阪府大阪市 四天王寺	江戶
同	附左右石玉垣 左長八尺七寸四分、右長九尺九寸一分	同府	豐能郡池田町 久安寺	江戶
久安寺	樓門 三間一戸樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同府	南河内郡長野町 金剛寺	室町
金剛寺	樓門 三間一戸樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同府	南河内郡長野町 金剛寺	鎌倉
姫路城天守	水ノ五門 二ノ渡櫓三層(下層門)、屋根本瓦葺	同府	兵庫縣姫路市 國(文部省所管)	桃山
同	菱ノ門 櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同府	兵庫縣姫路市 國(文部省所管)	桃山
同	いノ門 脇戸附高麗門、屋根本瓦葺	同府	兵庫縣姫路市 國(文部省所管)	桃山
同	ろノ門 脇戸附高麗門、屋根本瓦葺	同府	兵庫縣姫路市 國(文部省所管)	桃山
同	はノ門 櫓門、屋根切妻造、本瓦葺	同府	兵庫縣姫路市 國(文部省所管)	桃山
同	にノ門 隅櫓式櫓門、屋根本瓦葺	同府	兵庫縣姫路市 國(文部省所管)	桃山

同	西方土堀	延長二十七尺八寸、銃眼三所、屋根本瓦葺	同
同	南方土堀	延長百十四尺六寸、銃眼十二所、屋根本瓦葺	同
同	東方土堀	延長四十六尺九寸、銃眼八所、屋根本瓦葺	同
同	西南方土堀	延長四百六十二尺、銃眼二十八所、屋根本瓦葺	同
同	化粧櫓	延長四十七尺、銃眼三所、屋根本瓦葺	同
同	南方土堀	延長百七十九尺八寸、銃眼二十七所、屋根本瓦葺	同
同	東方土堀	延長二百三十四尺一寸、銃眼三十一所、屋根本瓦葺	同
同	菱ノ門	延長三十二尺二寸、銃眼四所、屋根本瓦葺	同
同	西方土堀	延長八十六尺三寸、銃眼十所、屋根本瓦葺	同
同	東方土堀	延長二百九十二尺六寸、銃眼四十七所、屋根本瓦葺	同
同	いノ門	延長三百五十四尺四寸、控壁六所、銃眼三十三所、屋根本瓦葺、るノ門附屬	同
同	太鼓櫓	延長三百四十七尺七寸、銃眼十三所、屋根本瓦葺	同
同	南方土堀	延長百十五尺五寸、銃眼十六所、屋根本瓦葺	同
同	北方土堀		同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同	帶郭櫓	延長五十四尺六寸、控壁二所、銃眼五所、屋根本瓦葺	同
同	井郭櫓	延長六十尺七寸、銃眼六所、屋根本瓦葺	同
同	トノ櫓	延長二十八尺三寸、銃眼三所、屋根本瓦葺	同
同	西宮神社	表大門 四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同 縣西宮市 西宮神社
同	西宮神社大練堀	北門ノ北延長六十九尺八寸、表門間折延長百四十六尺四寸、南門ノ南延長九十五尺四寸、南門ノ東延長七十三尺五寸、南門ノ西折延長三百十九尺、以上總延長八百四十一寸、屋根本瓦葺	同
同	太山寺	仁王門 八脚門、屋根入母屋造、本瓦葺	同 縣明石郡伊川谷村 太山寺
同	般若寺	樓門 一間一戸樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同 奈良縣奈良市 般若寺
同	東大寺	南大門 五間三戸樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同 市 東大寺
同	轉害門	三間一戸八脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同
同	廻廊	桁行延長九十間、梁間一間、單層、屋根本瓦葺	同
同	東西樂門	三間一戸門、屋根切妻造、本瓦葺	同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同	法華堂北門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	鎌倉
春日神社々殿	中門	一間一戸樓門、屋根入母屋造、檜皮葺	同	市 春日神社
同	東西北御廊	南門 三間一戸樓門、屋根入母屋造、檜皮葺	同	同
同	四面廻廊		同	同
同	本殿周圍		同	同
同	南鳥居瑞垣		同	同
同	西及北玉垣		同	同
同	若宮本殿周圍		同	同
同	南鳥居瑞垣		同	同
同	東西北玉垣		同	同
同	一ノ鳥居		同	同
新薬師寺	四脚門(南門)	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同 市 新薬師寺
同	東門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同
同	十輪院 南門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同 市 十輪院

不退寺	南門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同 市 不退寺
圓成寺	樓門	三間一戸樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	同 縣添上郡大柳生村 圓成寺
法隆寺	中門	四間二戸樓門、梁間三間、屋根入母屋造、本瓦葺	同	同 縣生駒郡法隆寺村 法隆寺
同	廻廊	本廊支廊合七テ桁行八十五間、梁間一間、屋根切妻造、本瓦葺	同	同
同	東院南門	三間一戸八脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同 室 町
同	東院四脚門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同
同	南大門	三間一戸八脚門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	同
同	廻廊	桁行延長四十二間、梁間一間、單層、屋根本瓦葺	同	同
同	東大門	三間一戸八脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同 奈 良
同	表門	一戸平唐門、屋根檜皮葺	同	同 室 町
同	北室院 表門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同 鎌 倉
同	宗源寺 表門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同 室 町
同	大湯屋 表門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同
同	西園院 上土門	一間上土門、屋根檜皮葺	同	同

同	西院大垣	南面、南大門東方長六百八十九尺五寸、西方長三百四十二尺六寸、築地塀、本瓦葺、北方折曲	同	同
同	東南隅子院築垣	西面、長二百七十一尺六寸、築地塀、本瓦葺、東面、長二百七十一尺六寸、築地塀、本瓦葺、北面、長六百七十一尺、築地塀、本瓦葺、南面、長六百七十一尺、築地塀、本瓦葺	同	同
同	西南隅子院築垣	東面、上土門南方長百七十三寸、門一棟、北方面、上土門東方長百七十三寸、門一棟、南面、上土門南方長百七十三寸、門一棟、西面、上土門東方長百七十三寸、門一棟	同	同
同	東院大垣	北面、長二百一十五尺、築地塀、本瓦葺、西面、長二百一十五尺、築地塀、本瓦葺、東面、長二百一十五尺、築地塀、本瓦葺、南面、長二百一十五尺、築地塀、本瓦葺	同	同
同	西園院唐門	一間平唐門、檜皮葺	同	同
同	石上神宮 樓門	一間一戶樓門、屋根入母屋造、檜皮葺	同	同
同	長岳寺 樓門	桁行一間、梁間一間、屋根入母屋造、柿葺	同	同
			藤原	鎌倉

吉野水分神社	樓門	三間一戶樓門、屋根入母屋造、柿葺(元棚葺)	同	縣吉野郡吉野町	吉野水分神社	桃山
同	廻廊	桁行三間、梁間二間、單層、屋根切妻造、杉皮葺(元棚葺)	同	同	同	同
金峰山寺	樓門	三間一戶樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	郡 金峰山寺	同	鎌倉
同	鳥居	神明鳥居、木心鑄鋼製	同	同	同	室町
和歌山城	楠門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	和歌山縣和歌山市	和歌山市	桃山
同	北東多門	單層櫓、屋根本瓦葺	同	同	同	同
同	北西多門	同	同	同	同	同
同	西多門	同	同	同	同	同
同	南多門	同	同	同	同	同
東照宮社殿	唐門及瑞垣	同	同	市 東照宮	同	江戶
天滿神社	樓門	一間一戶樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	市 天滿神社	同	桃山
護國院	樓門	三間一戶樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	縣海草郡紀三井寺町	護國院	室町
長保寺大門	(仁王門)	三間一戶樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	郡濱中村	長保寺	同
			同	同	同	同

丹生都比賣神社 樓門	三間一戸樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	縣伊都郡天野村	同
道成寺 樓門	三間一戸樓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	縣日高郡矢田村	同
雲樹寺四脚門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	島取縣能義郡宇賀莊村	同
岡山城石山門 (大門)	矩折橋門、屋根兩端入母屋造、本瓦葺	同	岡山縣岡山市	同
岡山城石山門 (遊藏門)	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	侯爵池田宣成	同
閑谷神社 中門外門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	縣和氣郡伊里村	同
閑谷神社 練堀	練堀門左右ヨリ起リ四面一周、屋根本瓦葺	同	閑谷神社	同
閑谷豐聖廟外門	四脚門、屋根切妻造、本瓦葺	同	侯爵池田宣政	同
同	練堀左右ヨリ起リ四面一周、屋根本瓦葺	同	同	同
同	校門(鶴鳴門) 桁行一間、梁間一間、單層門、屋根切妻造、 屋根本瓦葺	同	同	同
同	附左右練堀 延長十尺九寸、屋根本瓦葺	同	同	同
同	講堂 公門藥醫門、屋根切妻造、本瓦葺	同	同	同
同	石堀 石築堀、校門左右ヨリ起リ敷地周圍一周	同	同	同
吉備津神社 南隨身門	八脚門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	縣吉備郡總社町	同
			吉備津神社	同

同	北隨身門 八脚門、屋根入母屋造、檜皮葺	同	同	同
同	福山城 筋鐵御門脇戸附櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺	同	廣島縣福山市	同
同	嚴島神社本社 廻廊	同	國(大藏省所管)	同
同	大鳥居 四脚造	同	同縣佐伯郡嚴島町	同
同	今八幡宮 樓門	同	山口縣山口市	同
同	本山寺八脚門 (二王門)	同	今八幡宮	同
同	松山城 仕切門脇戸附高麗門、屋根本瓦葺	同	香川縣三豐郡本山村	同
同	三ノ門 高麗門、屋根本瓦葺	同	本山寺	同
同	二ノ門 脇戸附高麗門、屋根本瓦葺	同	愛媛縣松山市	同
同	一ノ門 同	同	松山市	同
同	紫竹門 同	同	同	同
同	乾門 脇戸附樓門、屋根本瓦葺	同	同	同
同	太鼓門 同	同	同	同

同	同	左掖門 石造單栱門、屋根切妻造	同	同	同
同	同	右掖門 石造單栱平唐門	同	同	同

空襲に因る國寶建造物被害狀況一覽表

(昭和廿年十一月末現在)

名 稱	被害物件	被害程度	被害年月日	所在地
×仙台城大手門隅櫓	大手門・隅櫓	全 燒	昭和二〇・七・一〇	宮城縣仙台市
伊達政宗靈廟	瑞鳳殿唐門・拜殿・其他	全 燒	同	同
伊達忠宗靈廟	感仙殿	全 燒	同	同
東照宮社殿	本殿・石の間・拜殿	全 燒	同 二〇・八・二	茨城縣水戸市
根津神社々殿	本殿・幣殿・拜殿	一部燒失	同 二〇・一・二八	東京都
×文昭院(徳川家宣) 靈廟	寶塔及奥院唐門と勅額門を除き他は全燒	殆ど全燒	同 二〇・三・一〇	東京都芝公園
×有章院(徳川家繼) 靈廟	寶塔以外は全燒	同	同	同
×殿有院(徳川家綱) 靈廟	寶塔及唐門・勅額門・水盤を除き他は全燒	同	同	東京都上野公園
×常憲院(徳川綱吉) 靈廟	同	同	同	同
淺草寺本堂	本 堂	同	同	東京都

同	塔婆	五重塔	全	同	同	同
×本門寺仁王門	樓門	全燒	同	二〇・四・一五	同	同
×台徳院(徳川秀忠)	本殿・相の間・拜殿・其他	殆ど全燒	同	二〇・五・二五	東京都芝公園	
×靈廟	同	全燒	同		同	
×崇源院(徳川秀忠夫人)靈牌所	同	全燒	同		同	
増上寺開山堂	開山堂	全燒	同		同	
×表門(舊薩摩裝束屋敷門)	表門	全燒	同		東京都	
日枝神社社殿	本殿・幣殿・拜殿・其他	全燒	同		同	
×東照宮社殿	本殿・唐門・透塀・拜殿・其他	全燒	同	二〇・五・二六	東京都芝公園	
×表門(舊備前江戸屋敷表門)	表門	全燒	同	二〇・五・二四	東京都	
原邸臨春閣	第一屋・第二屋・第三屋	大破	同	二〇・六・一〇	神奈川県横浜市	
同	月華殿	小破	同		同	
同	天瑞院壽塔	大破	同		同	
同	聽秋閣	中破	同		同	

同	佛殿	佛殿	大破	同	同	同
同	三重塔	三重塔	小破	同	同	同
氣比神宮本殿	本殿	全燒	同	二〇・七・一二	福井縣敦賀市	
大垣城	天守・長隅櫓	全燒	同	二〇・七・二九	岐阜縣大垣市	
五社神社社殿	本殿・幣殿・拜殿	全燒	同	二〇・六・一七	静岡県濱松市	
諏訪神社社殿	本殿・幣殿・拜殿・樓門・其他	全燒	同		同	
猿面茶屋	茶室	全燒	同	二〇・一・三	愛知縣名古屋	
×熱田神宮鎮皇門	樓門	全燒	同	二〇・三・一二	同	
×高岳院本門	本門	全燒	同	二〇・三・一九	同	
七寺本堂	本堂	全燒	同		同	
×東照宮社殿	本殿・渡り殿・拜殿・樓門・其他	全燒	同	二〇・五・三	同	
×名古屋城	大天守・小天守・御殿・其他	殆ど全燒	同	二〇・五・一四	同	
×性高院表門	表門	全燒	同		同	

×本遠寺樓門	樓門	全燒	同	二〇・五・一七	同
×熱田神宮海上門	八脚門	全燒	同	二〇・七・二九	同
觀音寺本堂	本堂	全燒	同	二〇・七・二九	三重縣津市
大寶院本堂	本堂	全燒	同	二〇・七・二九	同
西來寺奥殿	奥殿	全燒	同	二〇・七・二九	同
×四天王寺東大門	東大門	全燒	同	二〇・三・一四	大阪府大阪市
願泉寺書院及茶室	書院及茶室	全燒	同	二〇・八・六	同
西宮神社本殿	本殿	全燒	同	二〇・八・六	兵庫縣西宮市
×同 大練塀	築地塀の一部	一部燒失	同		同
×和歌山城	大天守・小天守・櫓門・其他	全燒	同	二〇・七・九	和歌山縣和歌山市
松生院本堂	本堂	全燒	同	二〇・七・九	同
岡山城天守	天守	全燒	同	二〇・六・二九	岡山縣岡山市
×同 石山門	櫓門	全燒	同		同

廣嶋城天守	天守	全燒	同	二〇・八・六	廣嶋縣廣嶋市
不動院金堂	金堂	中破	同		廣嶋縣安藝郡
福山城天守	天守	全燒	同	二〇・八・八	同 福山市
同 御湯殿	御湯殿	全燒	同		同
×松山 城	全燒十二棟半壞五棟	一部建物失	同	二〇・七・一三	愛媛縣松山市
×宇和島城追手門	櫓門	全燒	同		同 宇和島市
×高知城追手門	櫓門	半壞	同	二〇・七・四	高知縣高知市
湛浩庵	茶室	全燒	同	二〇・六・一九	福岡縣
福濟寺	本堂・青蓮堂・其他	全燒	同	二〇・八・九	長崎縣長崎市
×崇福寺	大殿・三門・一峰門・護摩堂・其他	中破	同		同
興福寺本堂	本堂	大破	同		同
大浦天主堂	天主堂	中破	同		同
富貴寺大堂	大堂	大破	不明		大分縣西國東郡

主要參考文獻

宮地直一	神社と考古學	考古學講座	昭和六年二月
佐藤伸	日本神社建築史	考古學講座	昭和十三年七月
大類正	城郭及び城址 武家時代の城郭及城址	文部省史蹟精査報告第三	昭和十一年十一月
上田三平	城輪柵址、拂田柵址	日本古文化研究所報告書	同十六年六月
足立熊吉	藤原宮址傳説地高殿の 研究第一、第二	東京帝國大學紀要	明治四十年六月
關野貞	平城京大内裏考	京都府史蹟勝地調査會 報告第二册	大正五年十一月
喜田貞吉	帝都		大正九年六月
西田直末	御土居		
梅原末二	治郎		



昭和二十一年十月五日印刷
昭和二十一年十月十日發行

日本門牆史話
定價參拾參圓

著者 岸 熊吉
發行所 柳原喜兵衛
印刷所 鈴木直樹
配給元 日本寫眞印刷有限公司
發行所 京都市下京區七條御所ノ内西町一

大八洲出版株式會社
京都府九條區河原町東入
電話上①一九一六番
振替京都二五五九番
會員番號A一一五〇一四

大八洲出版刊

奥野健治 萬葉山代志考 定價 三五〇〇
送料 三五〇〇

西堀一三 日本茶道史序説 定價 二〇〇〇
送料 二〇〇〇

重友毅 雨月物語の研究 豫價 四五〇〇
送料 三五〇〇

明珍恒男 佛像彫刻 豫價 四三〇〇
送料 三五〇〇

古文化叢刊

大八洲
出版刊

學問の眞實が民衆に開放される
時が来た。新たな性格は、我國はもとよ
り日本文化の西洋格を通じての長い
文化の傳統と組織的な理解、實證
的なき方の上に正しく立つもの
でなく、眞理と實證に立つ脚して
化叢刊は眞理と實證に立つ脚して
の研究を進められつゝある第一線
の學者、新鋭の研究家に執筆を乞
ひ、最も新鮮な學問的内容を盛
ること、多し。しかもこの叢刊を
一人でも多くの人に讀まれるこ
とが、そのまゝ新しい日本文化の
基礎を固め、前進させる所以であ
る。以上、出来るだけ理解されやす
い記述が必要である。この點にも
執筆者は意を用ひられるはずで
ある。讀者が次々に刊行される各
冊から、みづから好む書を取り上
げられた時、快心の喜びを得られ
ることを信じる。

古文化叢刊

○印(交渉中)

1	古代文化論	京大博士	原隨園
2	考古學發達史	京大博士	梅原末治
3	史前藝術	史前所長	大山柏
4	古代人の食糧生活	早稲田大學	直良信夫
5	地理と古代文化	立命館教授	藤岡謙二郎
6	古代人の地理的世界	京大講師	織田武雄
7	東洋考古學	都研所員	水野清一
8	東洋畫の課題	東方文化京大	長廣敏雄
9	東洋美術と西洋美術	前大阪市立	小林太市郎
10	日鮮の古代文化	前朝鮮總督府	榎本龜生
11	日本朝鮮比較建築史	京大建築學	杉山信三
12	西洋古代文化	奈良女高師	岡嶋誠太郎
13	史蹟の希臘	關西大學教授	村田數之亮
14	古墳と古代文化	京大考古學	小林行雄
15	埴輪	奈良縣	末永雅雄
16	古瓦	前朝鮮總督府	藤澤一夫
17	石塔婆	史前美術	川勝政太郎
18	梵鐘と古文化	同放會主幹	坪井良平
19	上代寺院の再檢討	工部省技師	福山敏男
20	古京遺文注釋	史前美術	藪田嘉一郎
21	藤原京と平城京	同放會委員	田村吉永
22	庶民生活と染色	大和國史會	上村六郎
23	日本の民家	染色研究家	藤原義一
24	古代の日本語	産根高工教授	濱田敦
25	古代音樂史	京大國語	大築邦雄
26	日本演劇の環境	京大大學院	林屋辰三郎
27	枯山水	京都市史	重森三玲
28	飛鳥彫刻	協會々々長	野間清六
29	上代の建築	帝史博物館	淺野清
30	上代の佛畫	法隆寺修理	龜田孜
31	寧樂寫經	奈良帝室博	田中塊堂
32	密教美術	書道家	佐和隆研
33	藤原文化と彫刻	高野山大學	米山徳馬
34	日本の肖像畫	史前美術	森
35	桃山時代の繪畫	同放會委員	土居次義

(以下續刊)

(詳細は逐次發表いたします 昭和二十一年五月現在)

大八洲出版刊

(價送)

靈元天皇宸筆	乙夜隨筆	二〇二・〇〇
原隨園	涉史漫筆	一八・八〇
穎原退藏	蕉門の人々	一八・八〇
奥野健治	萬葉山代志考	三五・八〇
壽岳文章	日本の紙	一〇・五〇
中村清兄	日本の扇	二五・八〇
岸熊吉	日本門牆史話	未定
小林太市郎	支那繪畫史論考	近刊
福山敏男 外八氏	東大寺法華堂の研究	近刊
天坊幸彦	上代浪華の歴史地理的研究	近刊
重友毅	雨月物語の研究	近刊
新村出	隨筆集あけぼの	近刊

大八洲出版株式會社

京都丸太町河原町東
振替京都二五五九四

終

